第３期砂川市
子ども・子育て支援事業計画

素案

令和７年３月

砂川市

目　次

第１章　計画の策定にあたって　……………………………………　1

1　計画策定の背景　…………………………………………………　1
2　計画策定の趣旨　…………………………………………………　2
3　法的な位置づけ　…………………………………………………　2
4　関連計画との位置づけ　…………………………………………　3
5　計画の期間　………………………………………………………　3
6　計画の策定体制　…………………………………………………　4

第２章　砂川市の子ども・子育てを取り巻く状況　……………　5

1　統計データからみた子どもを取り巻く状況　…………………　5
2　教育・保育の状況　………………………………………………　12
3　地域子育て支援事業の状況　……………………………………　14
4　「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況　…………　18
5　アンケート調査（ニーズ把握調査）結果の概要　……………　20
6　アンケート調査（ニーズ把握調査）結果のまとめ　…………　41

第３章　計画の基本的な考え方　…………………………………　43

1　基本理念　…………………………………………………………　43
2　基本的視点　………………………………………………………　44
3　施策体系　…………………………………………………………　45

第４章　砂川市子ども・子育て支援事業計画　…………………　46

1　教育・保育提供区域の設定　……………………………………　46
2　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容　………　48
3　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期　….　51

第５章　砂川市次世代育成支援地域行動計画　…………………　63

1　次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり　…………63
2　保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり　…69
3　社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支えあうまちづくり　…76

第６章　計画の推進に向けて　……………………………………　97

1　推進体制　……………………………………………………………97
2　子ども・子育て支援事業計画の進行管理　………………………98

資料編　………………………………………………………………　99

1　計画策定組織　………………………………………………………99
2　砂川市子ども・子育て会議設置要綱　……………………………100
3　砂川市子ども・子育て会議委員名簿　……………………………102

読み替え規定について

義務教育学校が開校される令和８年度以降、下記の語句については記載のとおり読み替えることとする。

令和７年度まで	令和８年度以降
小学校	義務教育学校
中学校	義務教育学校
小中学校	義務教育学校
小学生	義務教育学校１年生～６年生
中学生	義務教育学校７年生～９年生
低学年	義務教育学校１年生～３年生
高学年	義務教育学校４年生～６年生
小中学生	義務教育学校の児童・生徒
小中高校生	義務教育学校の児童・生徒・高校生

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として令和５年４月に「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、「こども基本法」の施行と同時に「こども家庭庁」が創設されました。

■こども基本法に定められた６つの基本理念

2　計画策定の趣旨

我が国の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められていることを背景として、平成 27 年４月から子ども・子育て支援は新制度に移行しました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、新制度に基づき、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として、全市町村で策定が義務づけられているものです。

砂川市（以下「本市」という。）においても、市町村子ども・子育て支援事業計画として「第２期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を令和２年３月に策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第２期砂川市子ども・子育て支援事業計画」は令和６年度が計画期間の最終年度となっているため、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第３期砂川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3　法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第８条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 （策定義務あり）	市町村行動計画 （努力義務）
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「砂川市第７期総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画

一体的に策定

第３期砂川市子ども・子育て支援事業計画

4　関連計画との位置づけ

本計画は、「砂川市第７期総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する教育や福祉分野の各種計画と整合性を図ります。

＜上位計画＞
砂川市第７期総合計画

関連計画
第４次砂川市障がい者計画
第７期砂川市障がい福祉計画
砂川市小中一貫教育推進計画
健康すながわ21（第３次）
第３次砂川市子ども読書活動推進計画　など

整合

整合

第２期
砂川市子ども・子育て支援事業計画
○計画の基本的な考え方
○子ども・子育て支援事業計画
○施策の総合的な展開
（次世代育成支援地域行動計画）

継承

第３期
砂川市子ども・子育て支援事業計画
≪計画の基本的な考え方≫
○基本理念
○施策体系

≪子ども・子育て支援事業計画≫
○教育・保育提供区域の設定
○教育・保育の需要量及び確保方策
○地域子ども・子育て支援事業の提供

≪包含する計画や施策≫
○次世代育成支援行動計画に係る施策内容

5　計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める５年間とし、令和７年度から令和 11 年度までとします。一体的に策定する次世代育成支援地域行動計画も同様に令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第２期砂川市子ども・子育て支援事業計画									
			計画策定		第３期砂川市子ども・子育て支援事業計画				
						必要に応じて見直し			

6　計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に定められている本市の「子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項について審議を行いました。

■策定体制のイメージ図

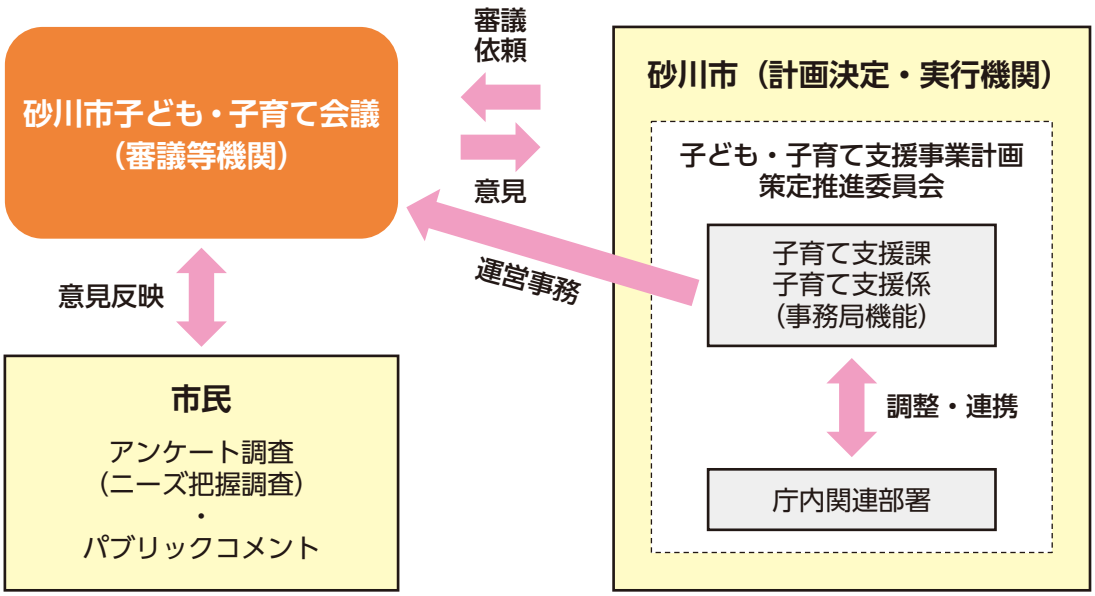

（2）子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会

市内部に「子ども･子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項の素案について協議を行いました。

（3）子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（ニーズ把握調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

（4）パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第２章　砂川市の子ども・子育てを取り巻く状況

1　統計データからみた子どもを取り巻く状況

（1）人口の推移

年齢３階級別人口の推移をみると、本市の人口は、平成 27 年の 17,907 人から令和５年は 15,714 人と、2,193 人減少しています。また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向が続き、老年人口（65 歳以上）も令和３年をピークに令和５年には減少に転じました。

図表　年齢３階級別人口の推移

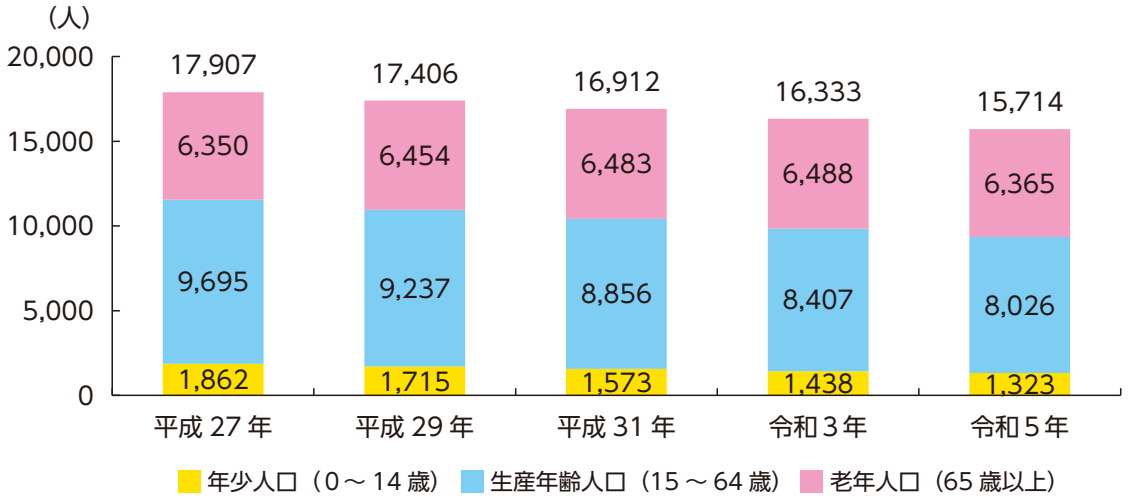

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

人口の構成割合については、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が低下しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は上昇が続いて令和５年には 40%を超えました。

図表　年齢３階級別人口構成割合の推移

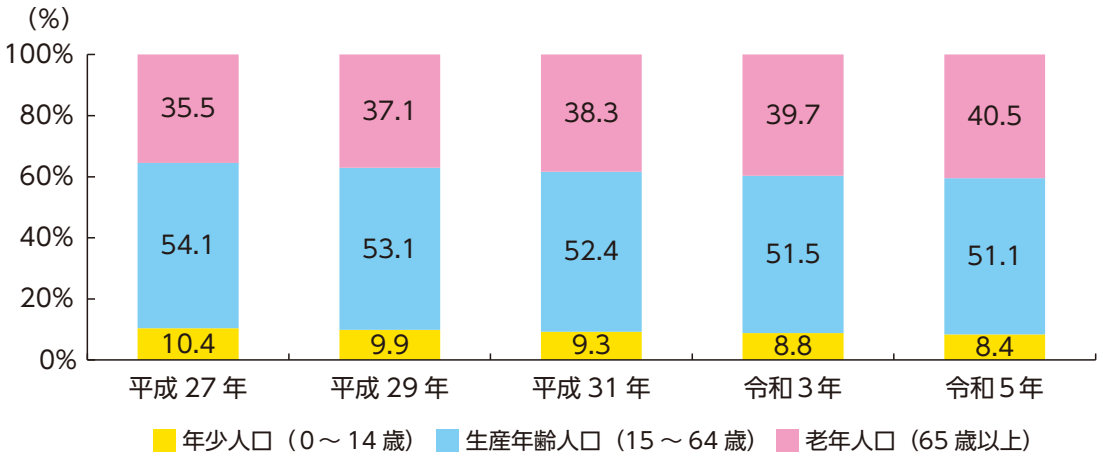

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

０歳から 18 歳未満までの児童人口の推移をみると、各年齢層ともに減少傾向となっています。平成 31 年から令和５年にかけて、「６～ 11 歳」は 111 人減少、「15 ～ 17 歳」は 93 人減少、「０～５歳」は 86 人減少、「12 ～ 14 歳」は 53 人減少となっています。

図表　児童人口の推移

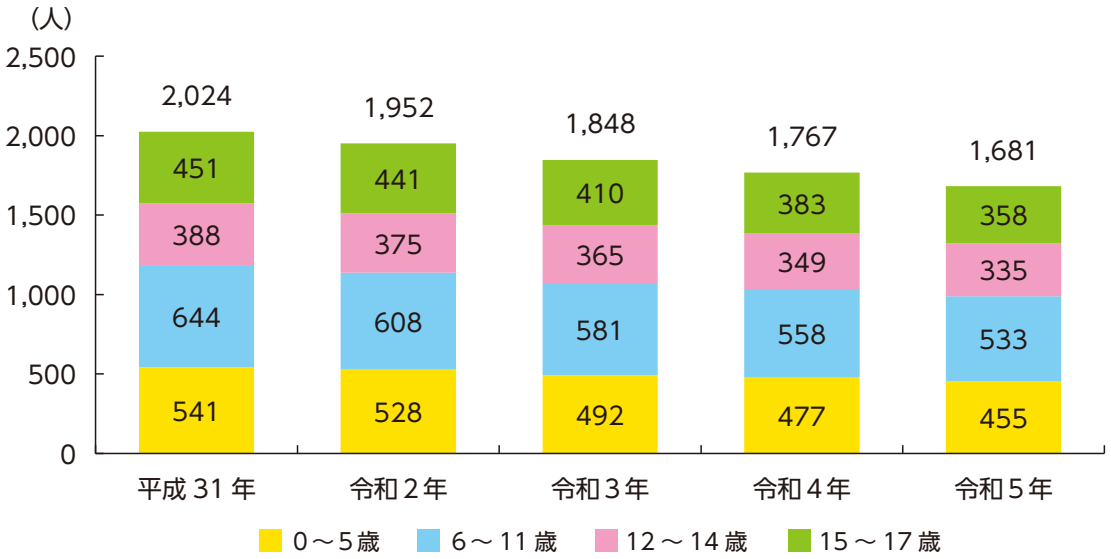

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

出生数の推移をみると、北海道が公表している本市の出生数は減少傾向にあり、平成 24 年から令和３年にかけて 35 人減少しています。また、出生率も平成 24 年の 5.8%が令和３年は 4.4%と低下し、いずれの年も全国や北海道よりも低い値で推移しています。

なお、直近の状況として本市の集計では、令和４年度の出生数は 78 人、令和５年度は 58 人となっています。（「砂川市事務報告書」）

図表　出生数の推移

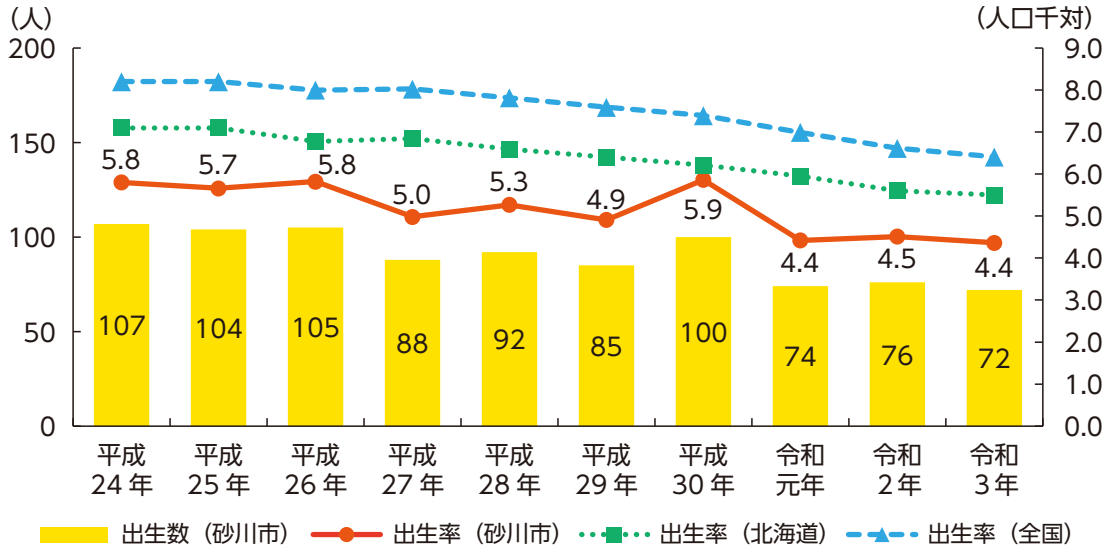

資料：空知地域保健情報年報（平成 24 年～令和元年）、地域保健情報年報（令和 2、3 年）

合計特殊出生率の推移をみると、平成 24 年から令和３年まで、北海道が公表している本市の合計特殊出生率（※）は、1.30 人から 1.35 人という数値になっています。

図表　合計特殊出生率の推移

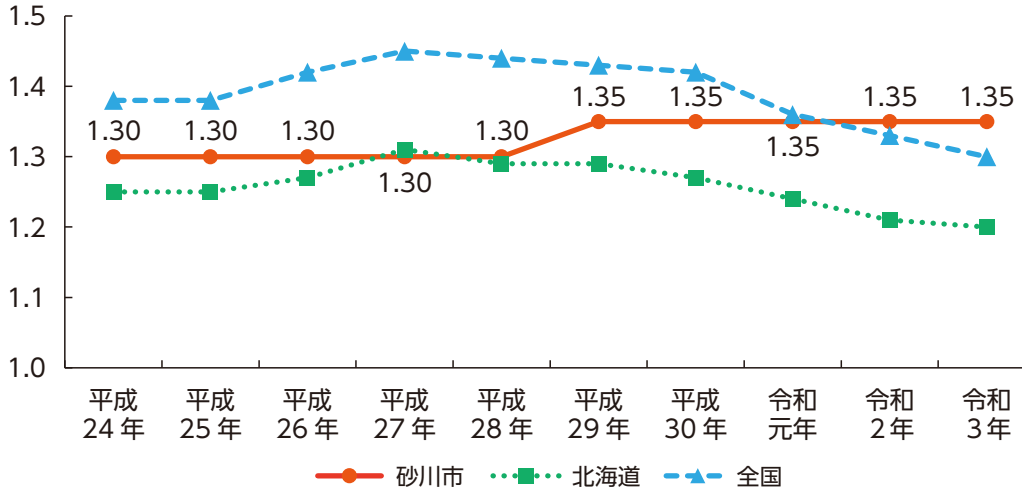

資料：空知地域保健情報年報（平成 24 年～令和元年）、地域保健情報年報（令和 2、3 年）

※合計特殊出生率：15 ～ 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均

（２）世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成 17 年の 8,332 世帯から、令和２年は 7,572 世帯と、760 世帯減少しています。また、１世帯当たり人員も減少が続き、平成 17 年の 2.33 人から、令和２年は 2.08 人となっています。

図表　世帯数の推移

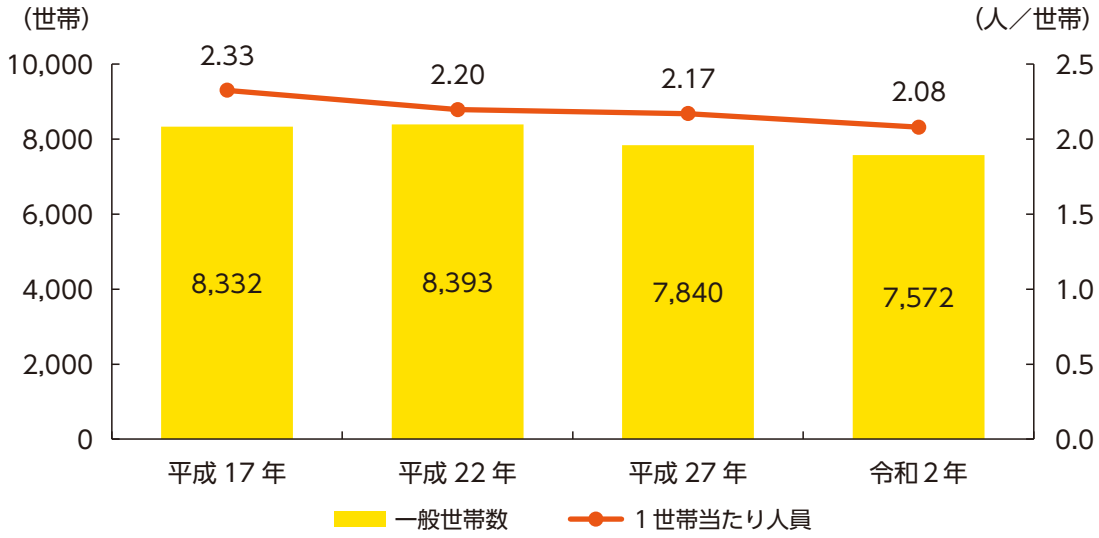

資料：国勢調査

18 歳未満世帯員のいる世帯類型の推移をみると、世帯数は平成 17 年の 1,708 世帯から、令和２年は 1,069 世帯に減少しています。世帯類型では、平成 17 年と令和２年を比較すると、「両親とこども」「ひとり親とこども」「その他世帯」の全てが減少傾向にあります。

図表　18 歳未満世帯員のいる世帯類型の推移

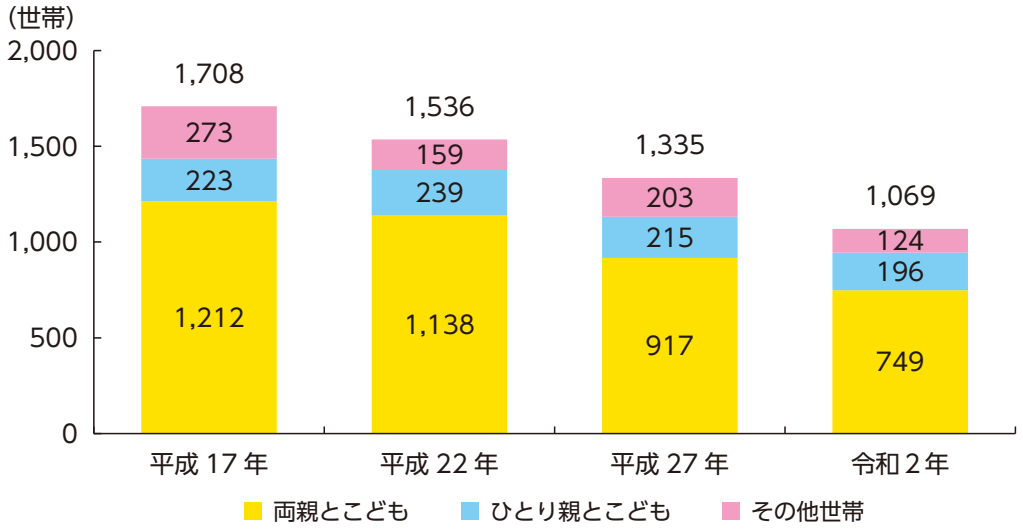

資料：国勢調査

18 歳未満世帯員のいる世帯における 18 歳未満世帯人員の推移をみると、18 歳未満世帯人員は減少傾向が続いており、平成 17 年の 2,939 人が令和２年は 1,772 人となっています。１世帯あたりの 18 歳未満世帯人員もわずかに減少傾向が続いており、平成 17 年の 1.72 人が令和２年は 1.66 人となっています。

図表　18 歳未満世帯員のいる世帯における 18 歳未満世帯人員の推移

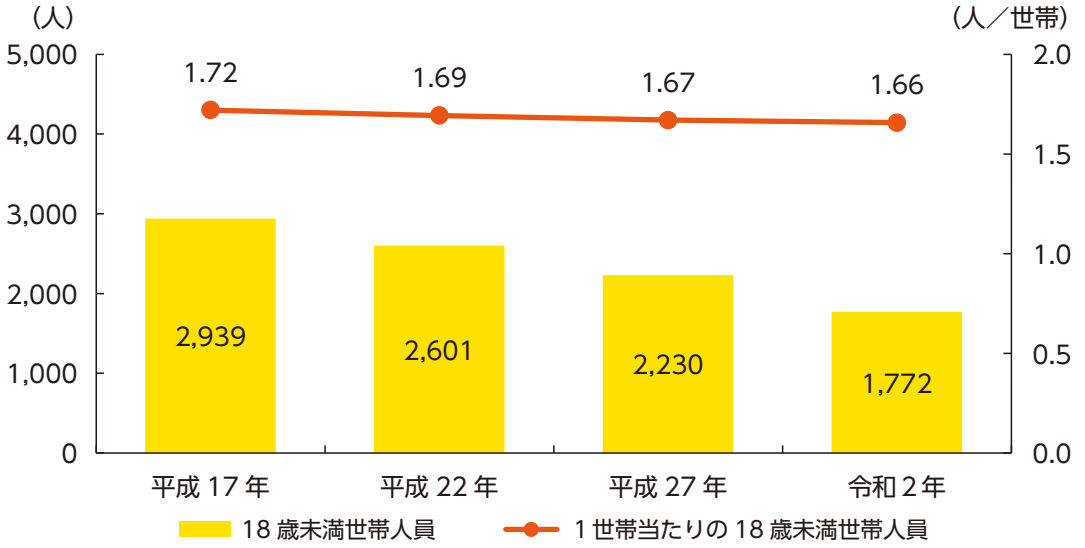

資料：国勢調査

（３）家庭環境の状況

婚姻数の推移をみると、本市の婚姻件数は 50 件台から 80 件台で推移しています。また、婚姻率を全国や北海道と比較すると、平成 28 年を除いて各年で全国、北海道よりも低くなっています。

図表　婚姻数の推移

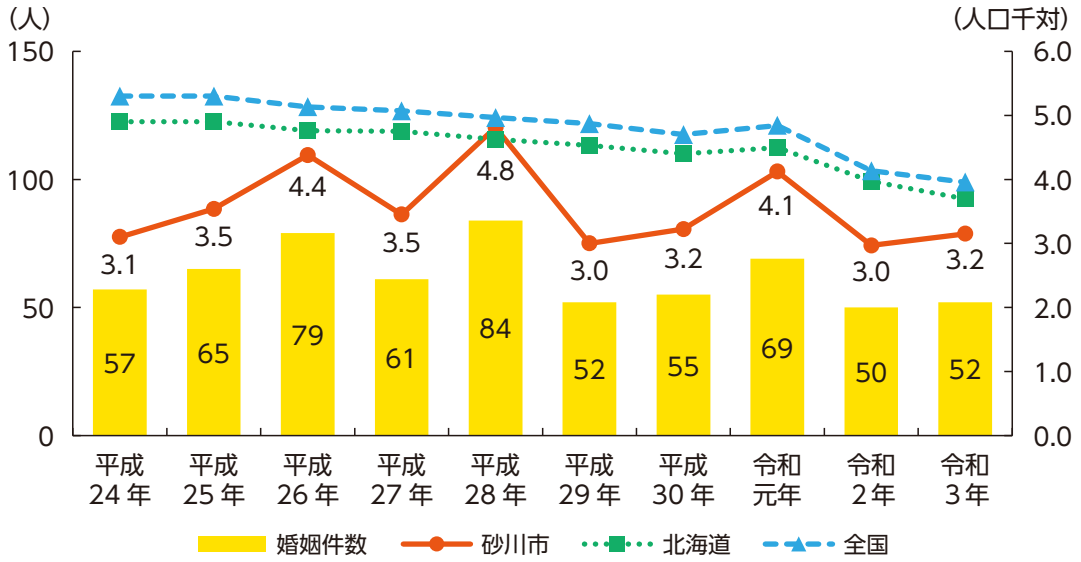

資料：空知地域保健情報年報（平成 24 年～令和元年）、地域保健情報年報（令和 2、3 年）

離婚数の推移をみると、本市の離婚件数は 20 ～ 40 件台で推移しています。また、離婚率は、平成 26 年及び平成 29 年を除いて 2.0 を下回り、平成 30 年以降は 1.6 以下となっています。

図表　離婚数の推移

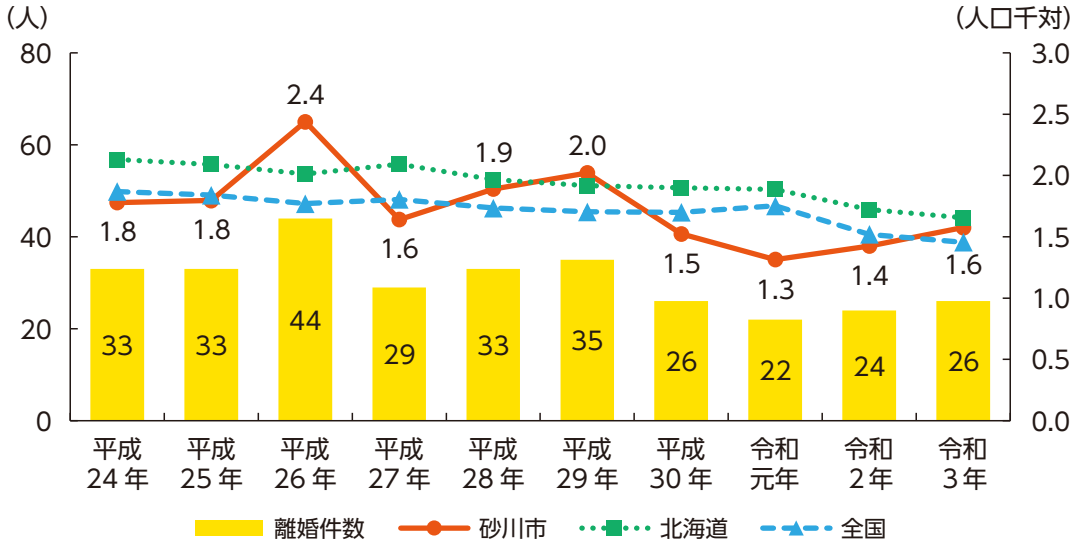

資料：空知地域保健情報年報（平成 24 年～令和元年）、地域保健情報年報（令和 2、3 年）

（４）就労の状況

女性の年齢別労働力率（※）の推移をみると、平成 22 年から令和２年にかけて、20 歳代前半から 40 歳代後半はおおむね労働力率が上昇しており、特に 30 歳代前半は大きな変化がみられ、いわゆるM字カーブ（※）が緩やかになっています。

図表　女性の年齢別労働力率の推移

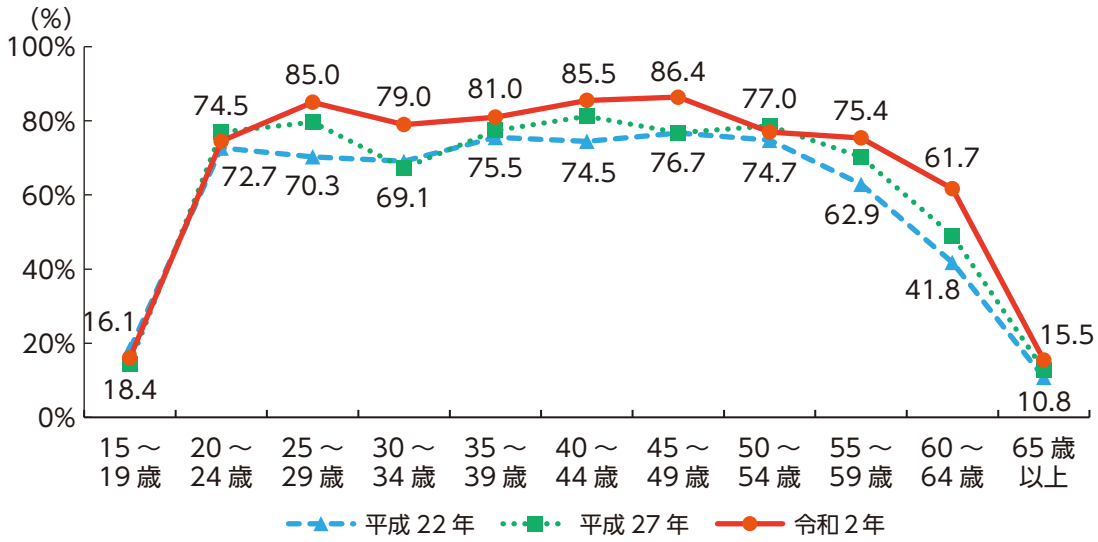

資料：国勢調査

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合

※M字カーブ：女性の労働力率は，結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し，育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向にあることを表す曲線

女性の従業上の地位別就業者の割合をみると、平成 22 年と令和２年では大きな変化はなく、令和２年は「正規の職員・従業員」が 43.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト・その他」が 41.5%となっています。

図表　女性の従業上の地位別就業者の割合

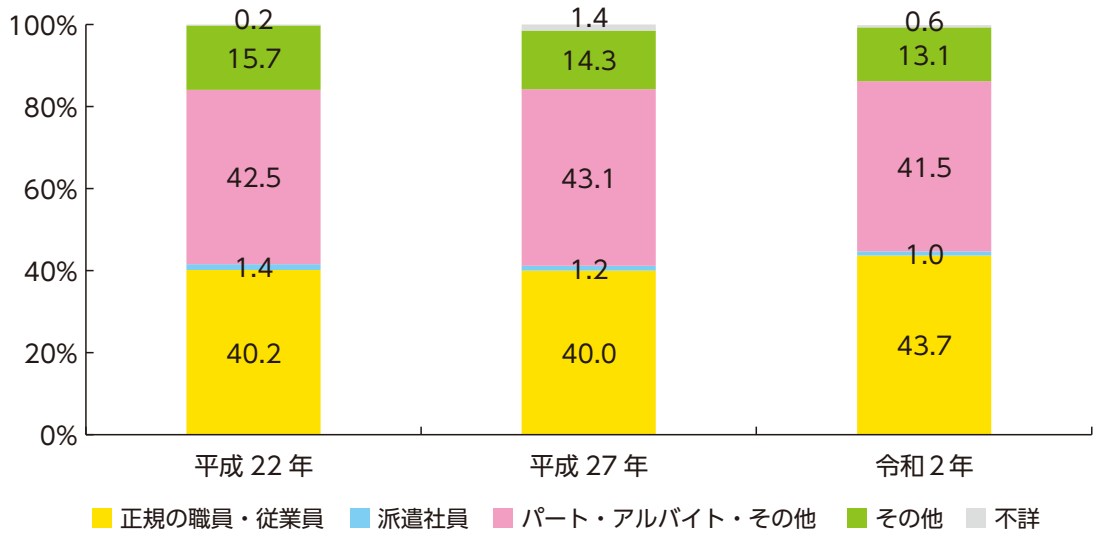

資料：国勢調査

2　教育・保育の状況

（1）保育所

市内保育所の入所者数は令和元年度以降、定員前後で推移しており、令和５年度は 245 人となっています。入所者数全体のうち３歳未満児の占める割合は、平成 30 年度以降低下していましたが、令和５年度は上昇して 36％となっています。定員数は 240 人で変更ありません。

図表　保育所の定員数、入所者数、３歳未満児割合の推移【各年４月１日現在】

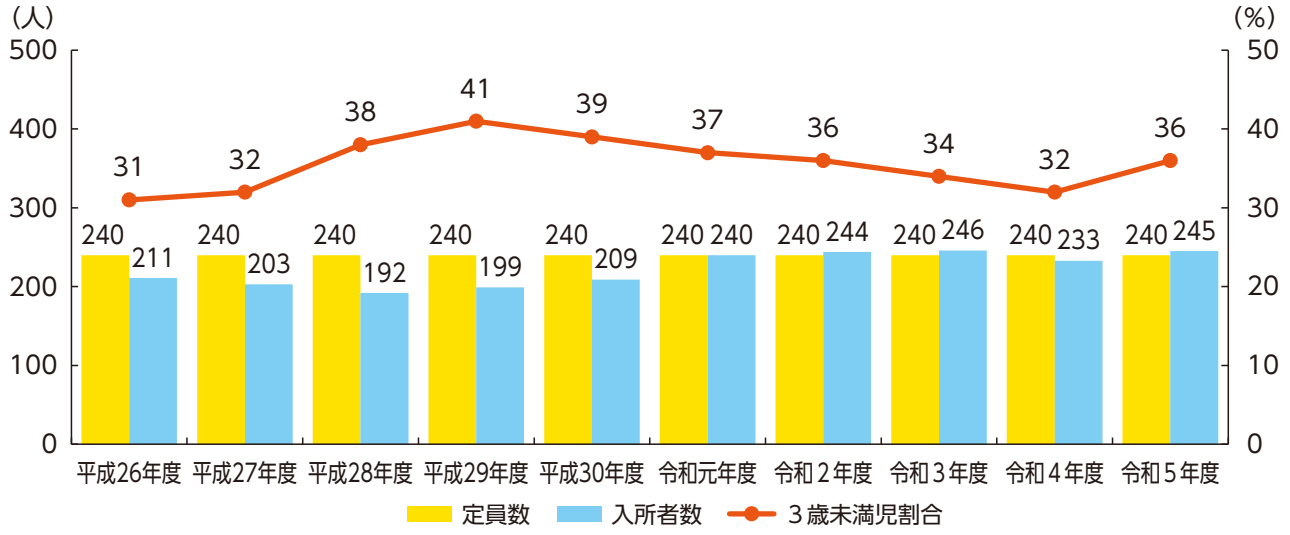

資料：市子育て支援課

（2）幼稚園

市内幼稚園（砂川天使幼稚園）の市内外からの入園者数は、平成 29 年度以降は減少傾向となっており、令和５年度は 68 人となっています。定員数は、令和３年度に 150 人から 105 人に見直し、令和６年度から 75 人に変更になりました。

図表　砂川天使幼稚園の定員数、入園者数の推移【各年４月１日現在】

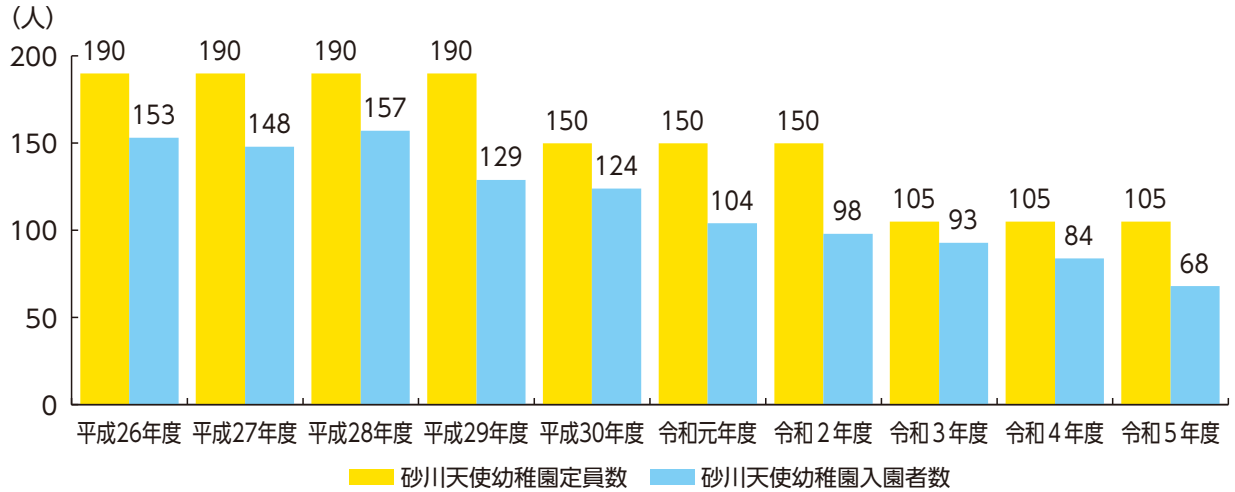

資料：市子育て支援課

（３）学童保育所

学童保育所における通年利用者数の合計（利用者計）は、令和元年度から５年度にかけて 100 人台から 140 人台で推移しています。定員に占める利用者計の割合（利用率）は、令和５年度は 72.52%となっております。

なお、実際の利用状況としては短期利用者も含めた人数となりますが、短期利用者は１日に５か所を合わせても 10 人前後であり、定員内で対応できる状況となっています。

図表　学童保育所の入所者数の推移【各月初日の通年利用者数の平均値】

【単位：人・%】

	定員	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
砂川学童保育所	40	35.3	24.8	30.0	38.3	36.3
豊沼学童保育所	40	16.3	13.6	21.3	25.8	20.4
中央学童保育所	40	21.3	20.9	30.8	36.0	40.2
北光学童保育所	30	13.1	8.1	5.9	6.3	6.1
空知太学童保育所	40	39.3	34.0	31.2	37.9	34.8
利用者計	190	125.3	101.4	119.2	144.3	137.8
利用率	－	65.94	53.36	62.73	62.31	72.52

資料：市子育て支援課

3　地域子育て支援事業の状況

（1）一時預かり事業

一時預かり事業の利用者数は、平成 26 年度から平成 28 年度は 400 人前後で推移していましたが、平成 29 年度に幼稚園型の事業を開始したことから増加し、令和５年度は 2,960 人となっています。

図表　一時預かり事業の利用者数の推移

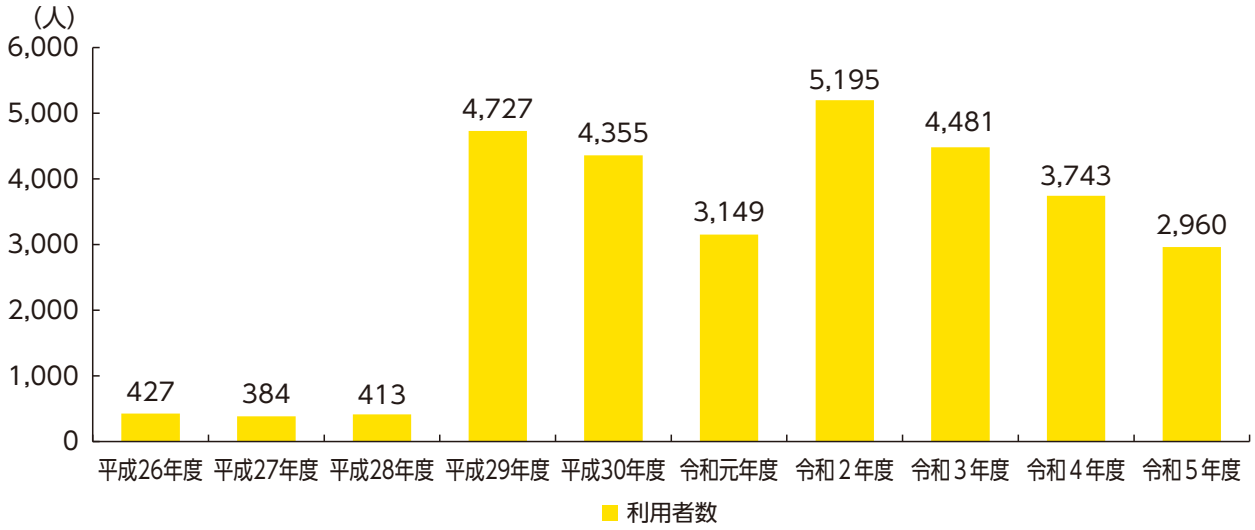

※平成 29 年度から幼稚園型を含む。資料：市子育て支援課

（2）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターは、地域子育ての拠点として中核的な役割を果たしており、子育てに係わる相談の受付や情報提供を行っています。利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度以前は 5,000 人以上でしたが、令和２年度以降は利用制限等もあり、1,000 人台から 2,000 人台で推移しています。実施箇所数は市内１か所となっています。

図表　子育て支援センターの利用状況の推移

【単位：人・か所】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	6,345	8,488	8,874	7,629	6,358	5,430	2,619	1,381	2,562	2,943
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

資料：市子育て支援課

（3）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの育成支援に努め、地域住民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

令和５年度の会員数は、協力会員が 15 人、依頼会員が 53 人となっており、両会員ともに増加傾向となっています。利用状況については就学児の利用はあまりないものの、未就学児は一定程度の利用がありました。

図表　ファミリー・サポート・センターの会員数及び利用状況の推移

【単位：人】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	協力会員	9	9	8	9	8	11	10	10	14	15
	依頼会員	24	25	21	18	46	44	46	40	48	53
	両方会員	1	1	1	2	2	2	6	9	9	9
利用状況	未就学児	115	43	27	85	38	19	34	16	43	69
	低学年		4	1	45	20	2	7	0	1	0
	高学年		0	0	29	119	76	74	0	0	0

資料：市子育て支援課

（4）妊婦健康診査

妊婦健康診査の対象者数は、平成 26 年度まで、100 人を超えていましたが、平成 27 年度に 100 人を下回り、令和５年度は 70 人となっています。

図表　妊婦健康診査の対象者数の推移

【単位：人】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	108	99	83	93	88	66	87	82	53	70

資料：市ふれあいセンター

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業による訪問家庭数は、平成 26 年度以降 90 世帯台から 70 世帯台で推移していましたが、令和５年度は 67 世帯と減少しています。実施率は、平成 26 年度以降、94%以上となっています。

図表　乳児家庭全戸訪問事業の実施状況の推移

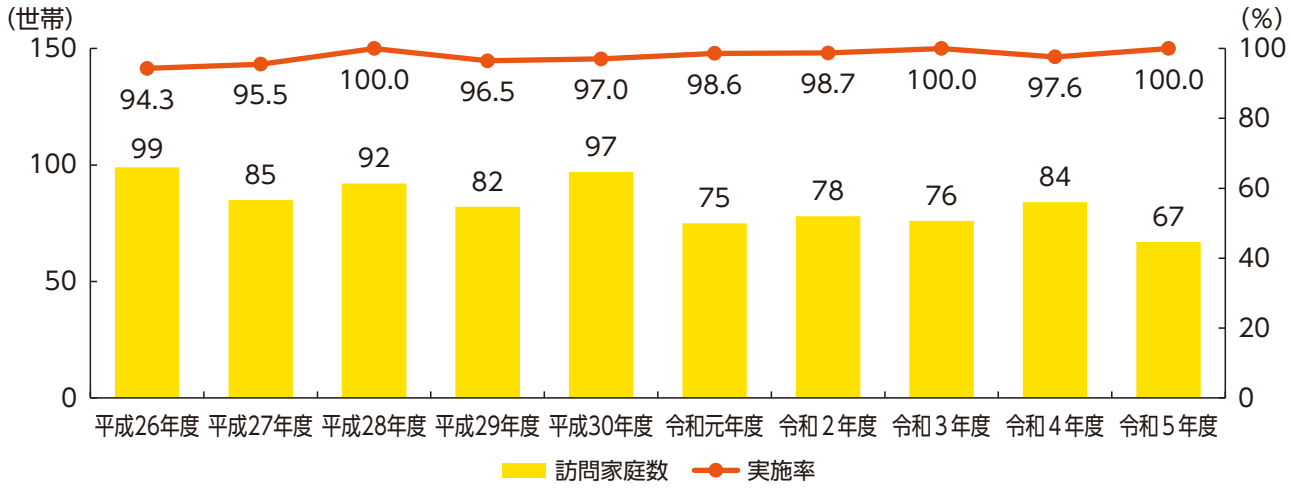

資料：市ふれあいセンター

（６）時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の延べ利用者数は、平成 27 年度以降、減少傾向となっており、令和５年度は 609 人となっています。

図表　時間外保育事業（延長保育）の利用者数の推移

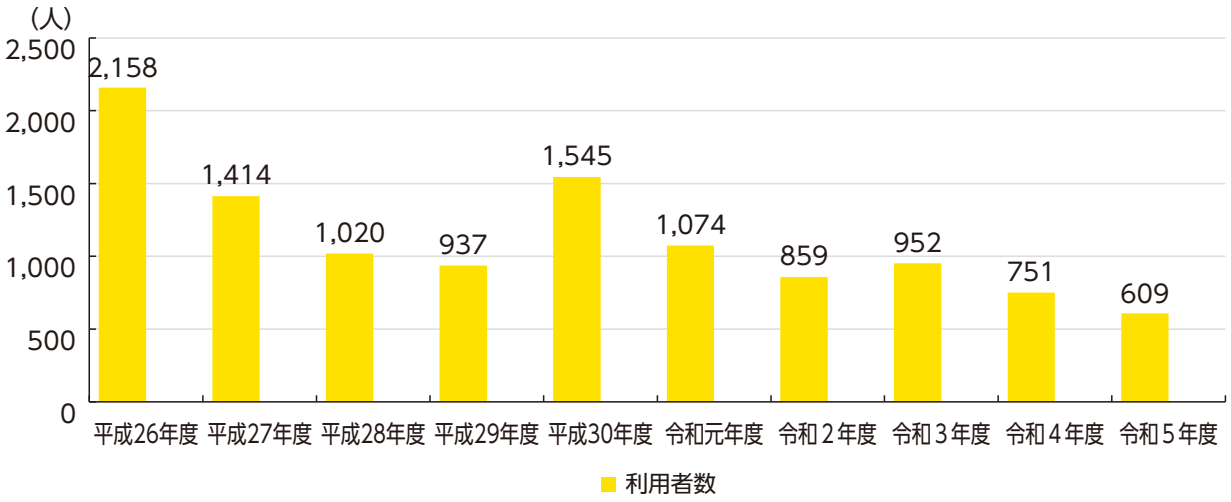

資料：市子育て支援課

（７）病児・病後児保育事業

平成 28 年 10 月から事業を開始した病児･病後児保育事業は、市内外の幼稚園、保育所、学童保育所（小学校１年生から３年生まで）等を利用している児童を対象としていますが、令和５年度の登録者数は 113 人、利用者数は 164 人となっています。

図表　病児・病後児保育事業の利用者数の推移

【単位：人】

	平成 28 年度 (10月~3月)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者数	46	70	82	63	51	76	93	113
利用者数	12	131	127	235	51	90	137	164

資料：市子育て支援課

4　「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

（1）教育・保育施設

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表　教育・保育施設の目標と実績

		第２期計画目標	実績 （令和６年４月）
１号認定（３歳以上、幼稚園を利用希望）	特定教育・保育施設	（※）75 人	54 人
	確認を受けない申出を行った幼稚園	0 人	0 人
２号認定（３歳以上、保育所を利用希望）	特定教育・保育施設	184 人	144 人
	地域型保育事業	0 人	0 人
	認可外保育施設	30 人	14 人
３号認定（０歳、保育所を利用希望）	特定教育・保育施設	17 人	6 人
	地域型保育事業	0 人	0 人
	認可外保育施設	5 人	0 人
３号認定（１・２歳、保育所を利用希望）	特定教育・保育施設	59 人	76 人
	地域型保育事業	0 人	0 人
	認可外保育施設	15 人	13 人

（※）１号認定の特定教育・保育施設に係る第２期計画の目標値については、当初 150 人に設定しましたが、市内幼稚園の定数変更に伴い、令和３年度から 105 人、令和６年度から 75 人に変更しています。

（２）地域子ども・子育て支援事業

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表　地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

		第２期計画目標	実績（令和５年度）
利用者支援事業		1 か所	1 か所
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		1 か所	1 か所
妊婦健診事業		89 人	138 人
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		77 人	67 人
養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業		10 人	28 人
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		0 人	0 人
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	低学年	28 人日	0 人日
	高学年	82 人日	0 人日
一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型）	幼稚園の一時預かり	2,303 人日	2,595 人日
一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型以外）	保育所の一時預かり（在園児対象型以外）	787 人日	365 人日
	子育て援助活動支援事業	39 人日	69 人日
時間外保育事業（延長保育）		66 人	64 人
病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	病児・病後児保育事業	892 人	164 人
	子育て援助活動支援事業	0 人	0 人
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	低学年	86 人	107.2 人
	高学年	38 人	30.6 人

5　アンケート調査（ニーズ把握調査）結果の概要

（1）調査の概要

■調査の概要

調査の目的	• 「第３期砂川市子ども・子育て支援事業計画（令和７～ 11 年度)」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、砂川市の新しい子育て支援策を検討するため、調査を実施しました。
調査対象	• 砂川市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 • 砂川市在住の就学児童がいる家庭の保護者
調査期間	• 令和６年２月 26 日～令和６年３月 11 日
調査方法	• 郵送配布・回収、WEB 回答

■調査票の回収結果

	配布数（票）	回収数（票）		回収率（%）
就学前児童の保護者向け	390	259		66.4
		紙	WEB	
		73	186	
就学児童の保護者向け	424	286		67.5
		紙	WEB	
		75	211	

※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が 100%を超えることがあります。

（２）調査の結果概要（就学前児童）

①　「定期的な」教育・保育の利用状況について

○「定期的な」教育・保育施設等の利用状況

現在「定期的に」利用している施設等は、「認可保育所」が 52.9％と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 15.4％、「幼稚園の預かり保育」が 6.9％、「事業所内保育」が 6.2％となっています。

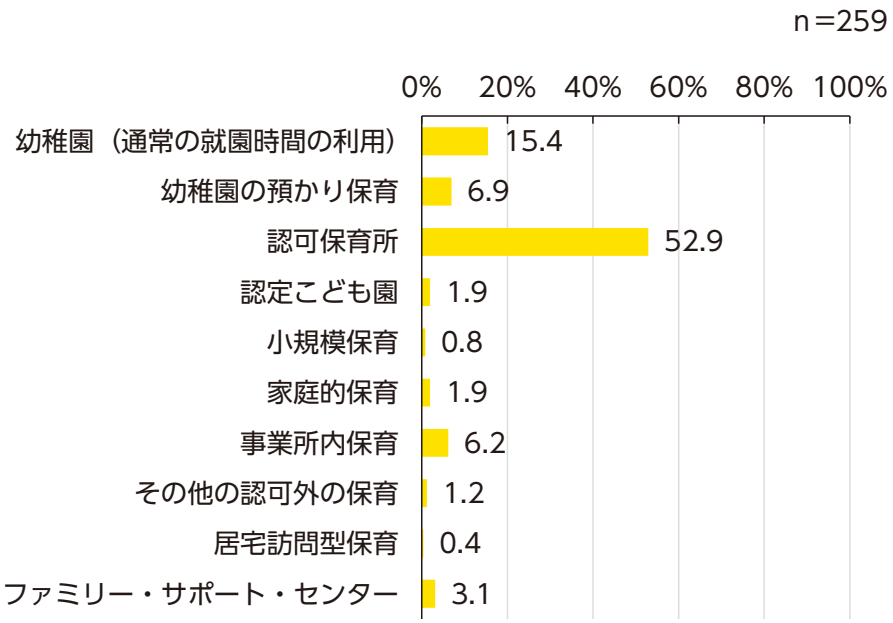

○今後定期的に利用したい教育・保育施設

今後平日の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が60.6％と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 37.8％、「幼稚園の預かり保育」が 26.3％となっています。

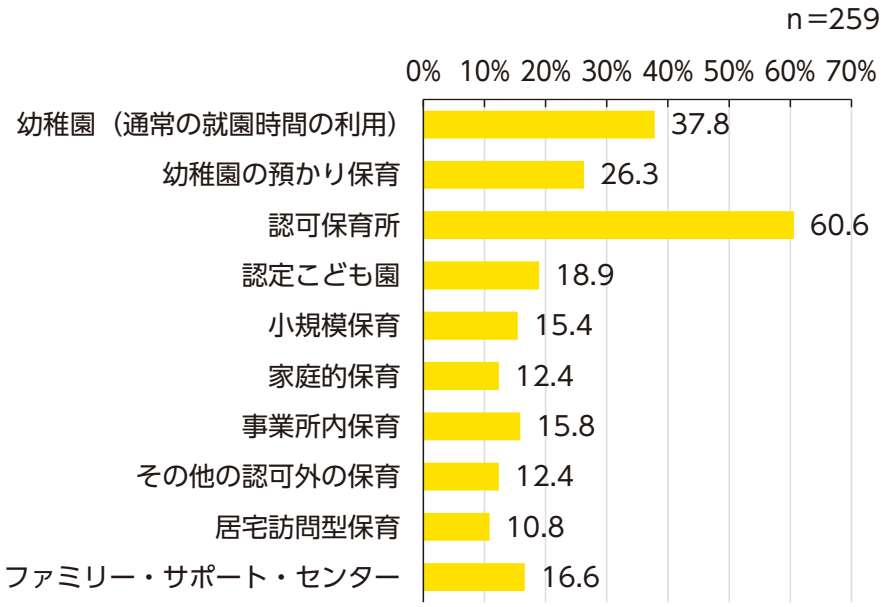

【今後の利用希望（お子さんの長期休暇期間中）】

今後お子さんの長期休暇期間中の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が18.5％と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 13.9％、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 9.3％となっています。

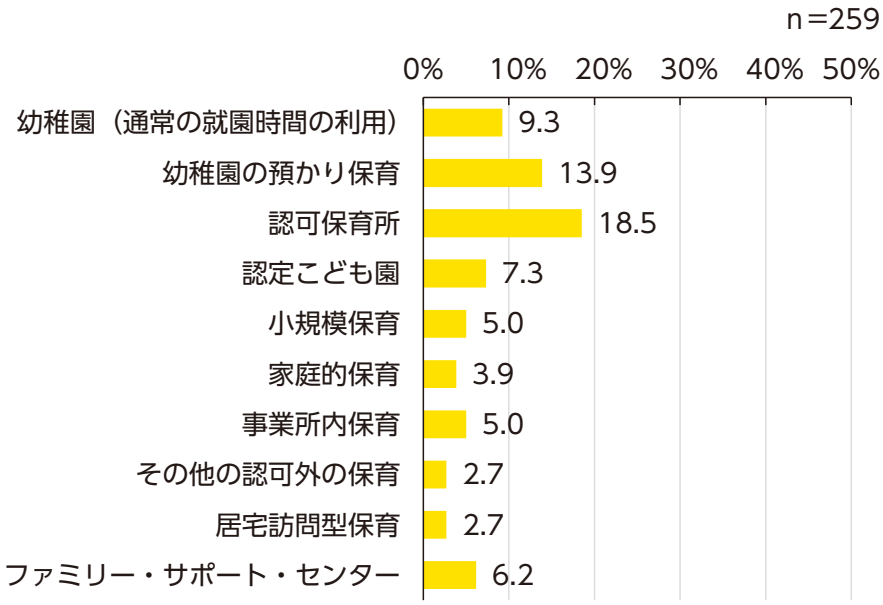

【今後の利用希望（土曜日）】

今後土曜日の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が 30.9％と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 8.9％、「認定こども園」が 8.1％となっています。

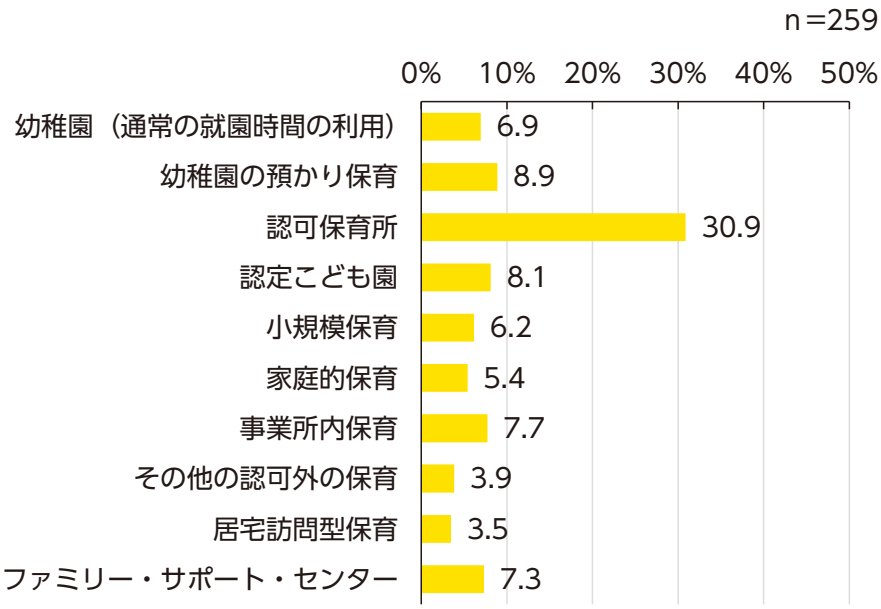

【今後の利用希望（日曜・祝日）】

今後日曜・祝日の利用を希望する施設等は、「認可保育所」が 12.0％と最も高く、次いで「事業所内保育」が 5.4％、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター」がそれぞれ 4.6％となっています。

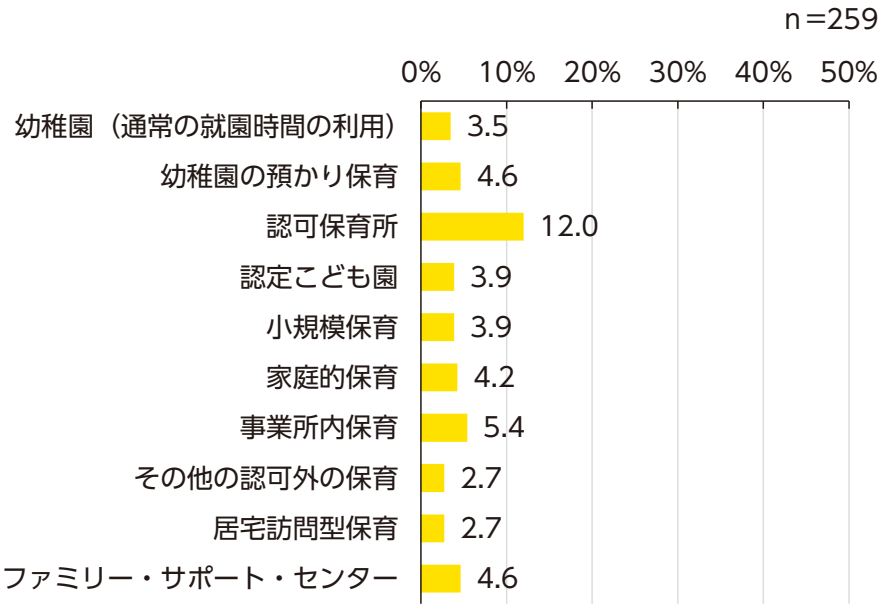

② 「不定期な」教育・保育の利用状況について

○「不定期に」利用したい一時預かり事業の有無

「不定期に」利用、または利用したい一時預かり事業の有無は、「利用を希望しない」が 39.8％と最も高く、次いで「一時預かり」が 33.6％、「幼稚園の預かり保育」が 18.1％となっています。

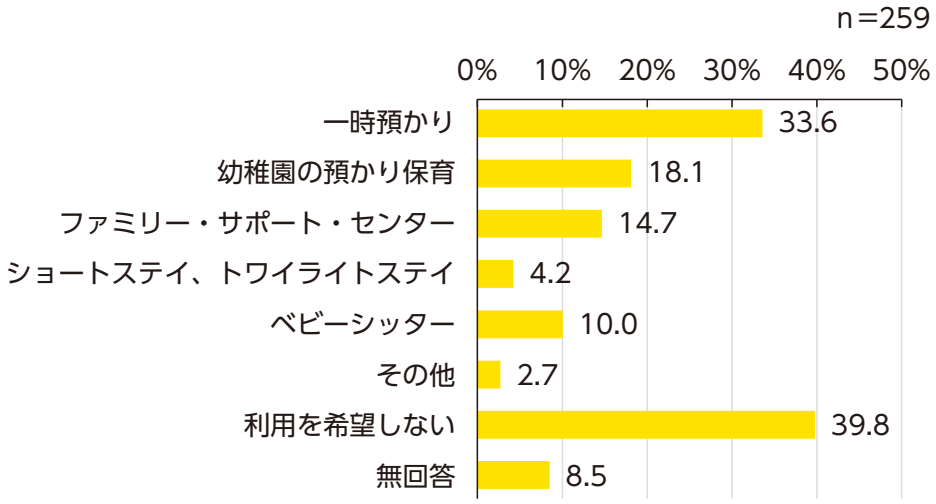

○一時預かり事業の利用を希望しない理由

一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「子どもの親、祖父母や親戚の人がみている」が 46.6％と最も高く、次いで「利用する必要がない（別の機関を利用している）」が 34.0％、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が 8.7％となっています。

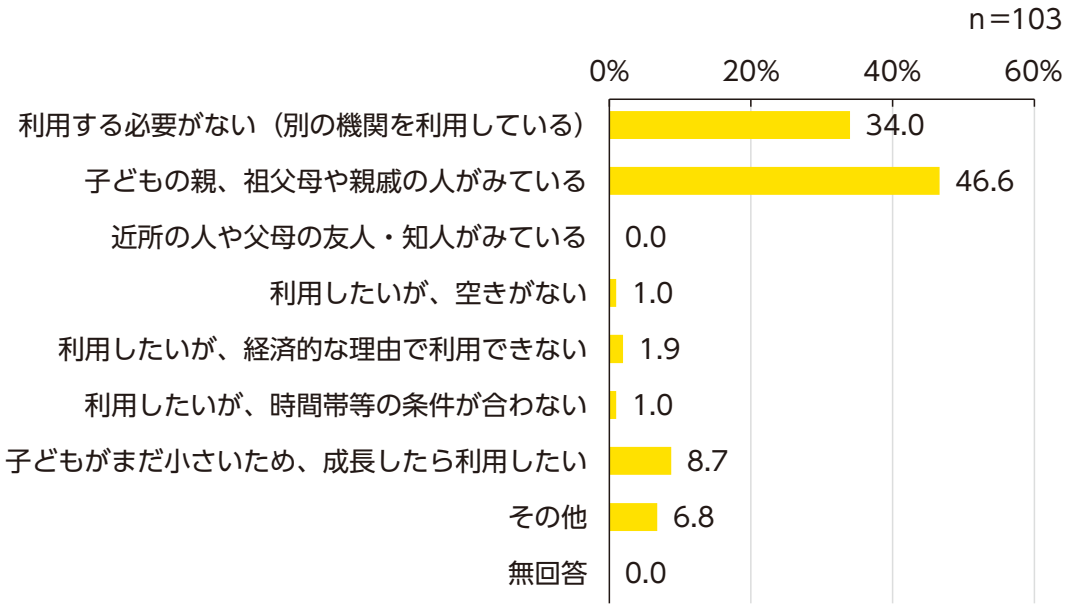

③　子育て支援事業の利用状況について

○地域子ども・子育て支援事業の利用状況

地域子ども・子育て支援事業の利用状況は、「利用したことがある」としては、「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が 78.0%と最も高く、次いで「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が 71.4%、「新生児聴覚検査助成事業」が 52.5%となっています。

「利用したことがない」としては、「産後ケア事業」が 78.4%と最も高く、次いで「多子世帯等の学童保育料減免制度」が 74.1%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が 65.3%となっています。

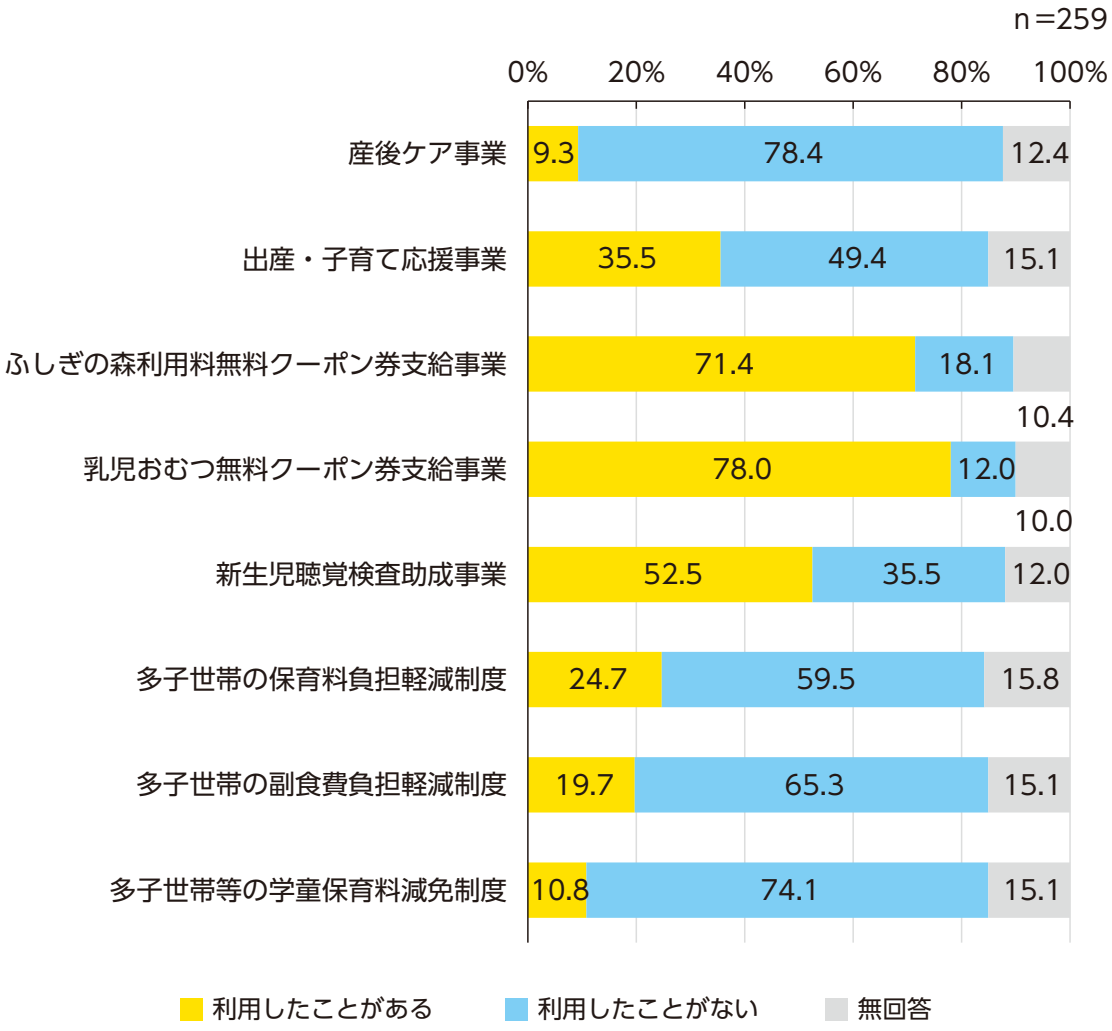

④　病気の際の対応について

○病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用意向は、「どちらともいえない」が 48.6％と最も高く、次いで「利用を希望する」が 33.2％、「利用を希望しない」が 13.5％となっています。

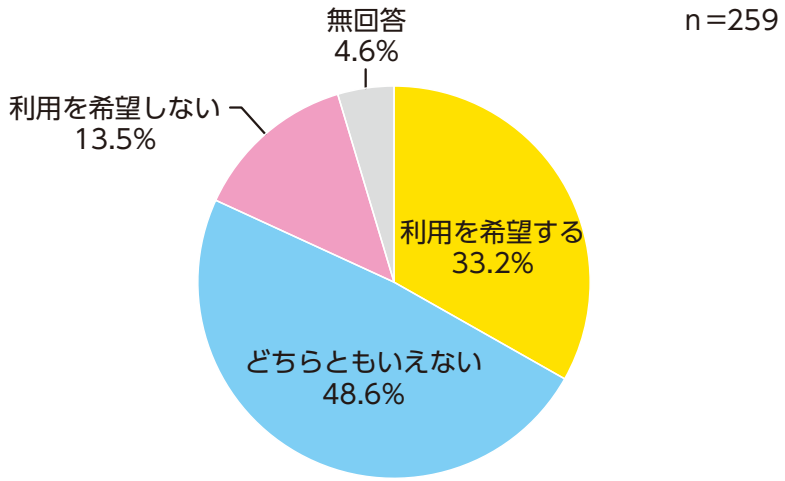

○病児・病後児保育の利用を希望しない理由

利用を希望しない理由は、「親が仕事を休んでみている」が 80.0％と最も高く、次いで「祖父母や親戚の人がみている」が 40.0％となっています。

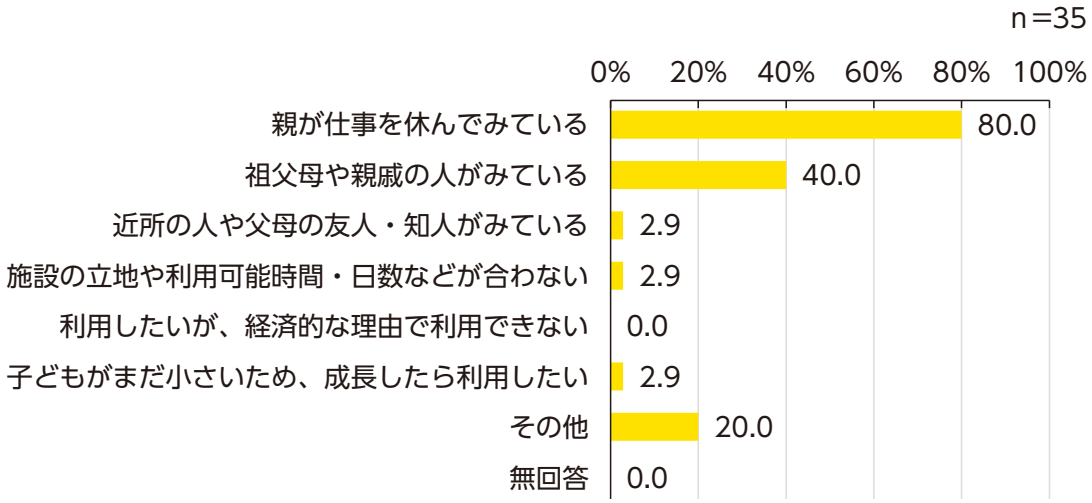

⑤　小学校就学後の放課後の過ごし方について

○低学年のうち、放課後や休日を過ごさせたい場所

【放課後】

小学校低学年（１～３年生）のうち、平日の学校終了後（放課後）に過ごさせたい場所は、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 23.6％と最も高く、次いで「自宅」が 15.4％、「放課後子ども教室（放課 GO!GO!）」が 14.7％となっています。

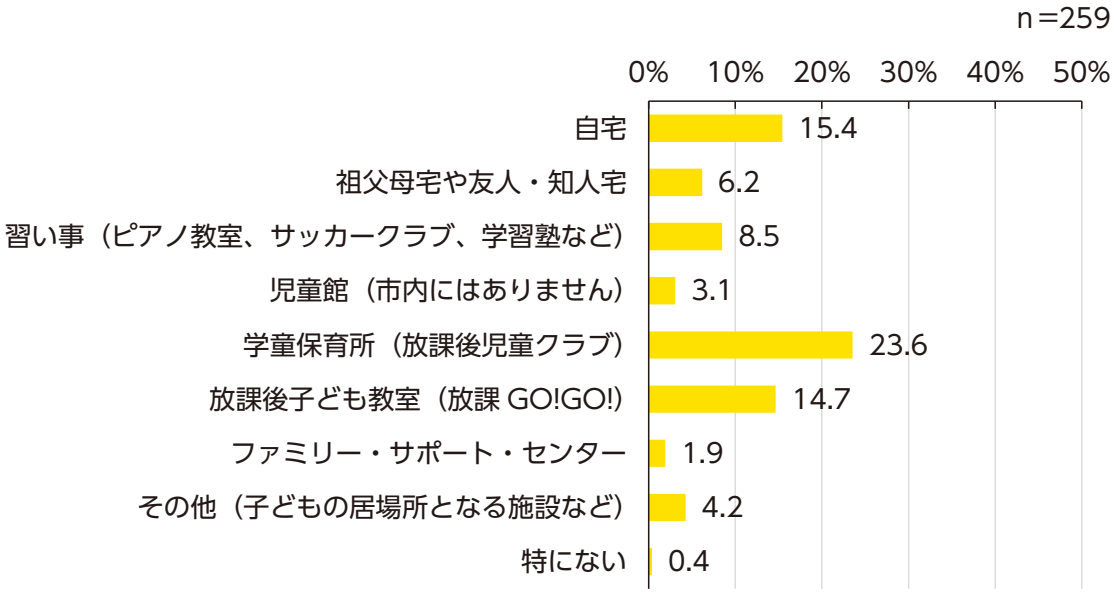

【土曜日】

小学校低学年（１～３年生）のうち、土曜日に過ごさせたい場所は、「自宅」が 22.0％と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が 11.2％、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 10.0％となっています。

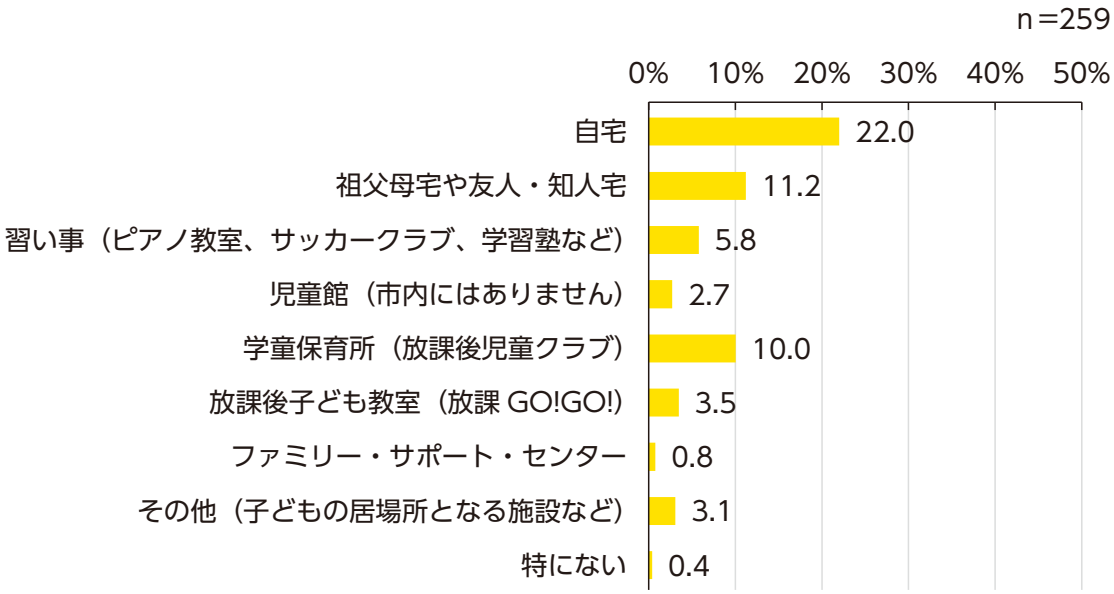

【日曜・祝日】

小学校低学年（１～３年生）のうち、日曜・祝日に過ごさせたい場所は、「自宅」が 25.1％と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が 10.4％、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 3.5％となっています。

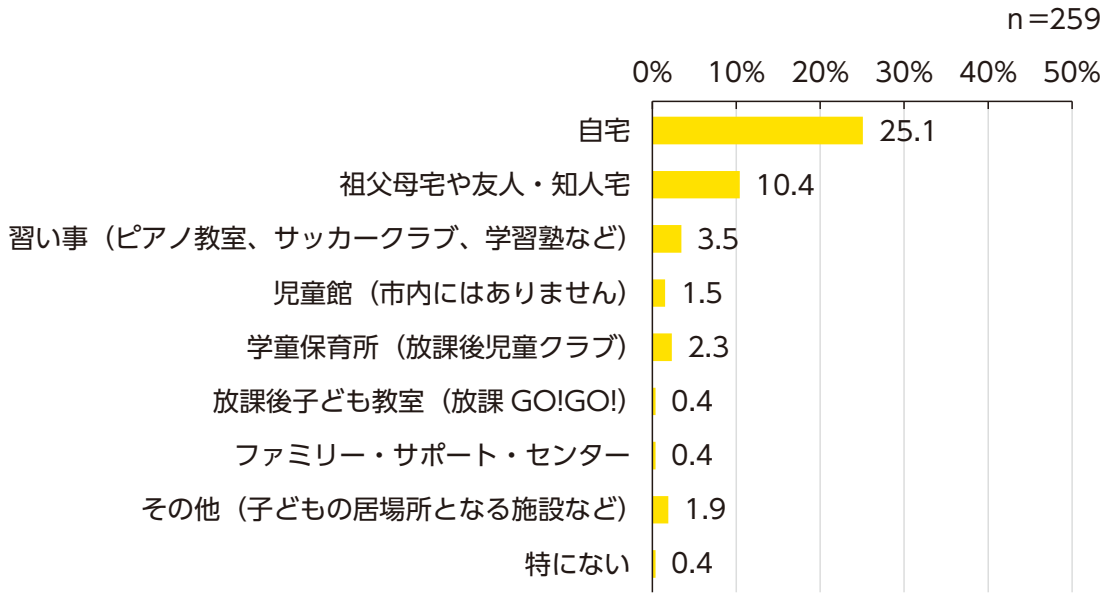

⑥　保護者の就労状況について

○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」が45.6％と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が26.6％、「就労していない」が22.4％となっています。

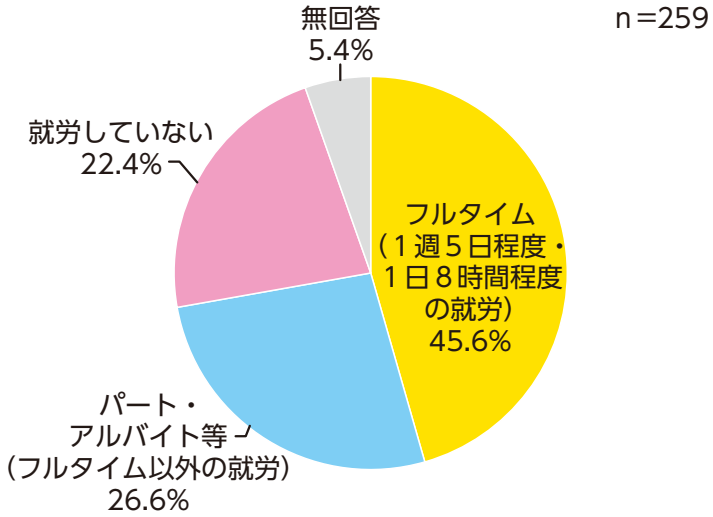

○父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」が82.6％と最も高く、次いで「就労していない」が4.2％、「パート･アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が3.1％となっています。

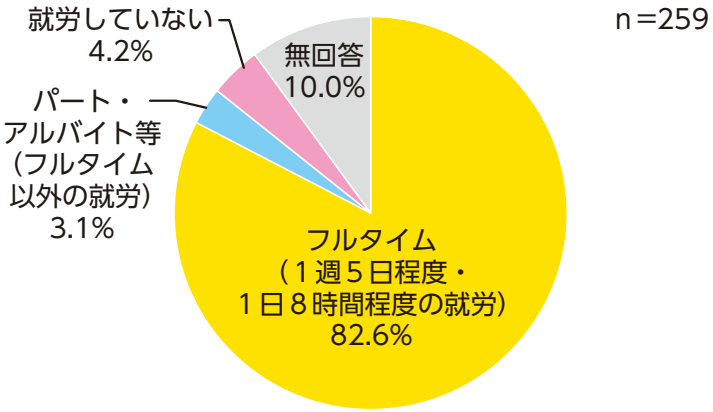

※参考値：父親と母親がともに「フルタイム」または
「パート・アルバイト等」と回答した割合　65.3％（169/259）

⑦　職場の両立支援について

○母親の育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が 40.2％と最も高く、次いで「働いていなかった」が 33.2％、「現在取得中である」が 13.1％となっています。

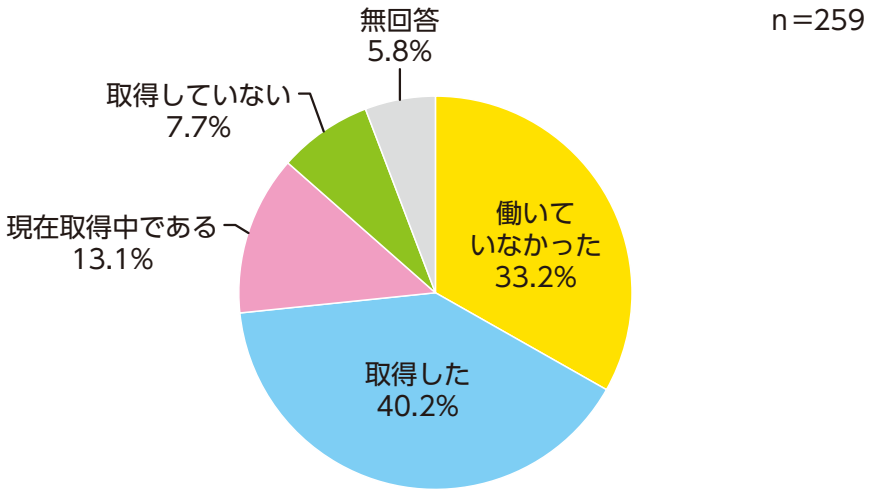

○父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が 63.7％と最も高く、次いで「取得した」が 19.7％、「働いていなかった」が 4.2％となっています。

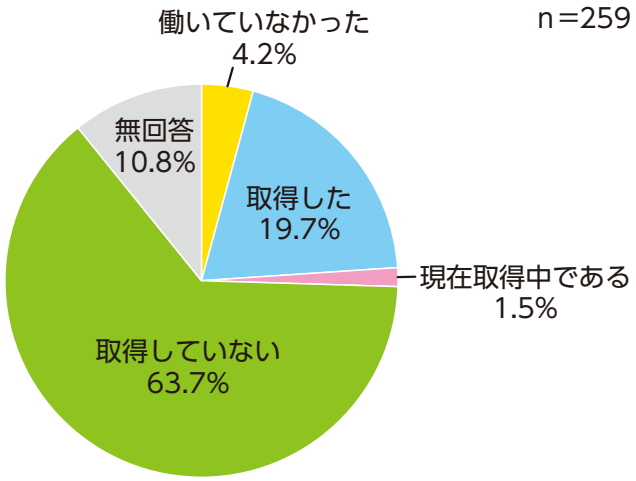

⑧　子どもの育ちを巡る環境について

○お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 27.0%となっており、「いずれもいない」は 11.6%となっています。

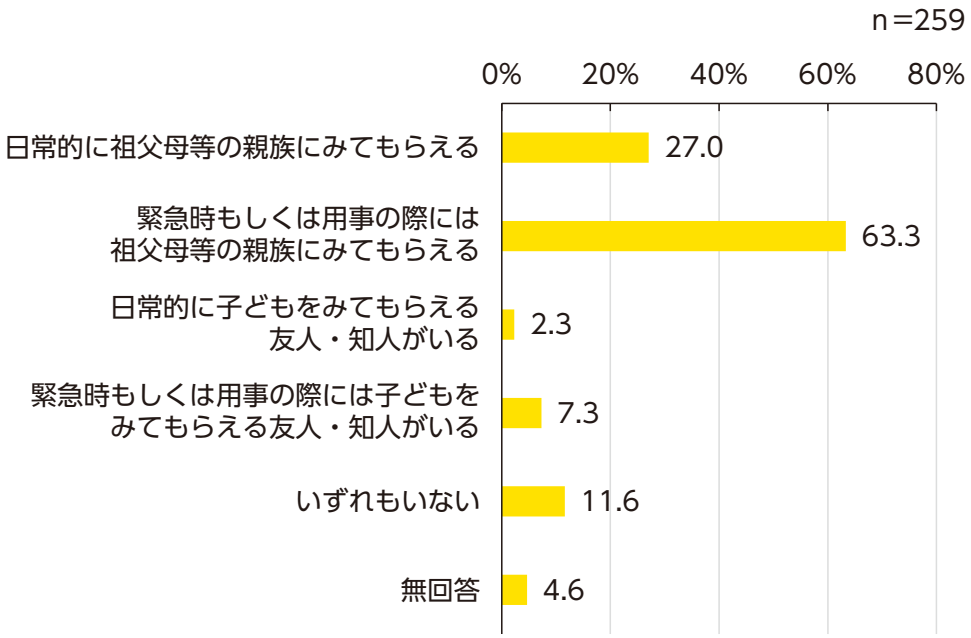

⑨　砂川市の子育て環境や支援について

○子育て環境について

砂川市の子育て環境について感じていることについて、「とてもそう思う」と「そう思う」の合計は、「自然豊かである」が 79.0％と最も高く、次いで「こども医療制度が充実している」が 66.8％、「学校環境が安心できる」が 59.8％となっています。

「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が 66.8％と最も高く、次いで「学校の教育水準が高い」が 54.9％、「公園やスポーツ施設が充実している」が 51.8％となっています。

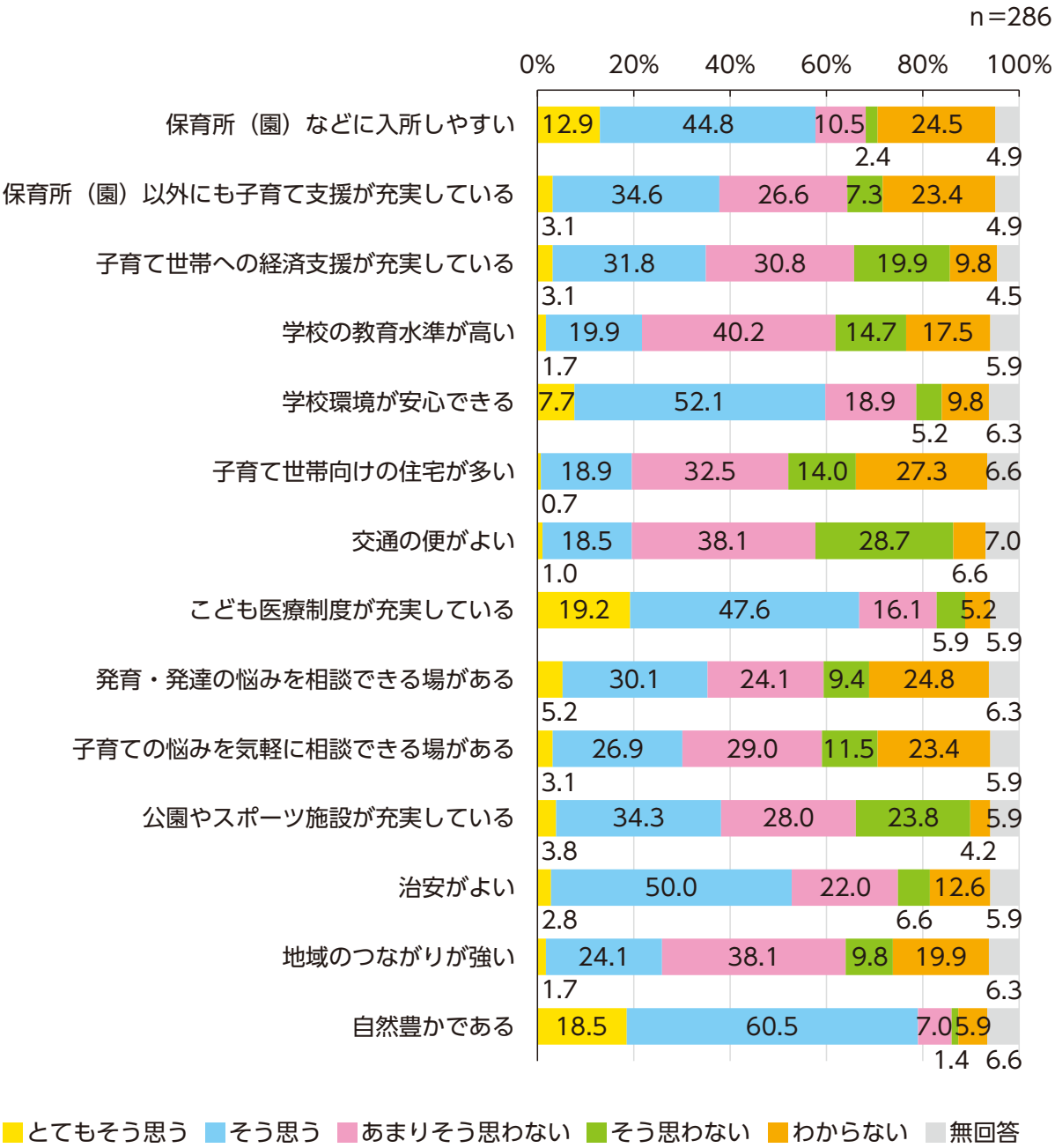

○望ましい子育て支援施策

望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が 76.1％と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が 63.3％、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が 56.4％となっています。

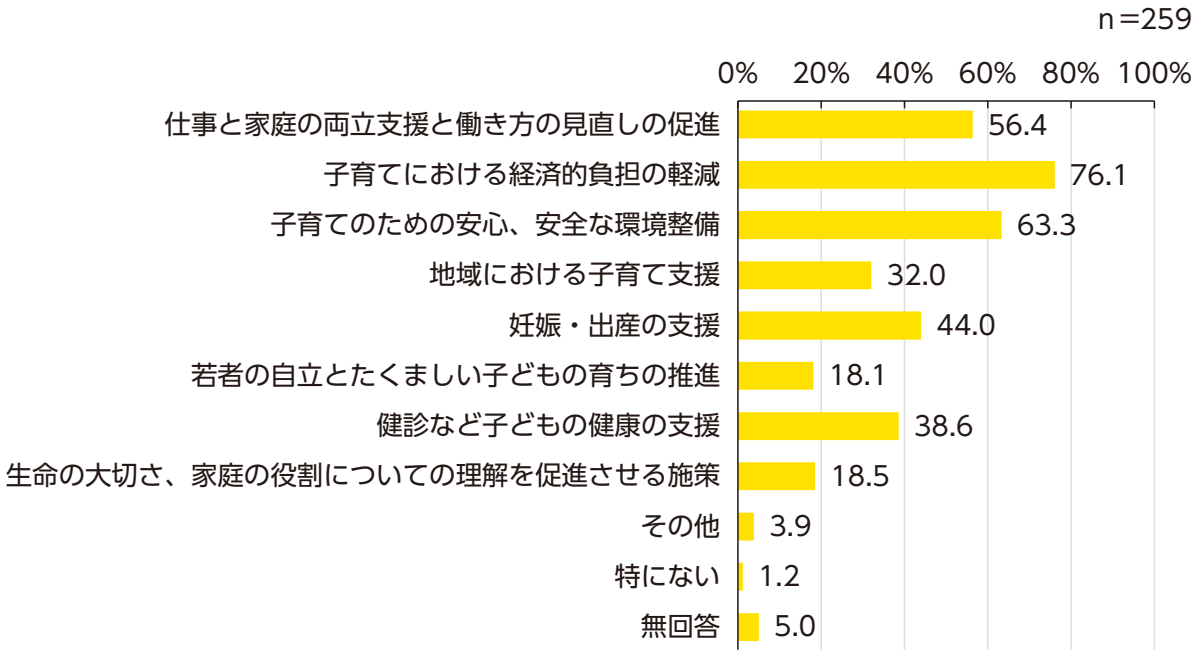

（３）調査の結果概要（就学児童）

①　子どもの育ちを巡る環境について

○お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 33.6%となっており、「いずれもいない」が 10.8%となっています。

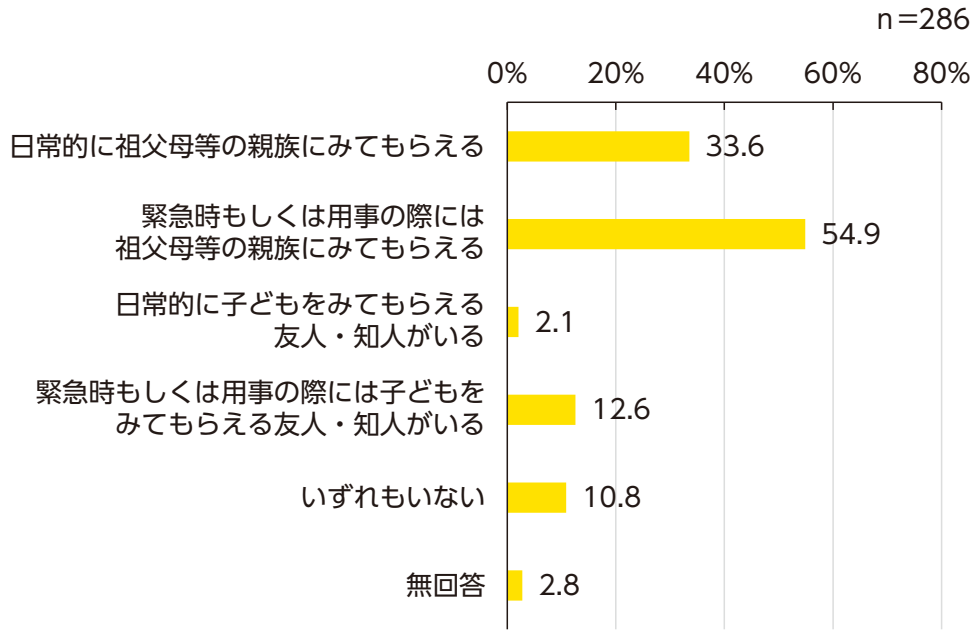

②　保護者の就労状況について

○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」が50.3%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が35.0%、「就労していない」が10.5%となっています。

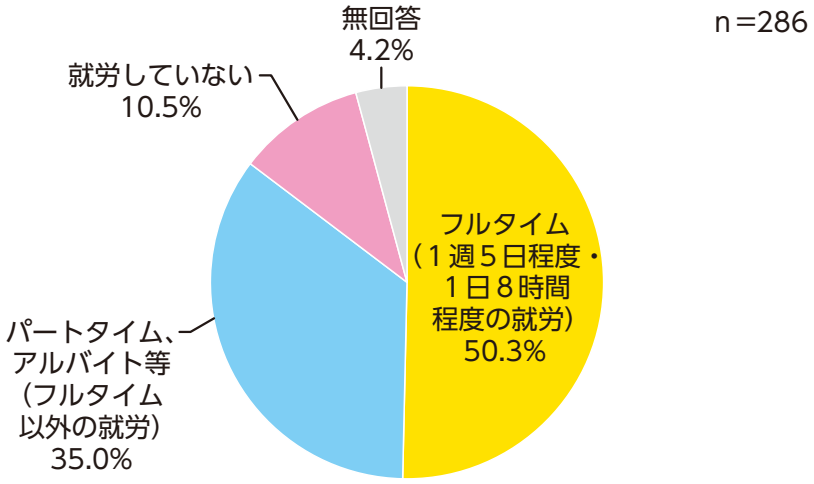

○父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」が79.4%と最も高く、次いで「就労していない」が4.2%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が2.8%となっています。

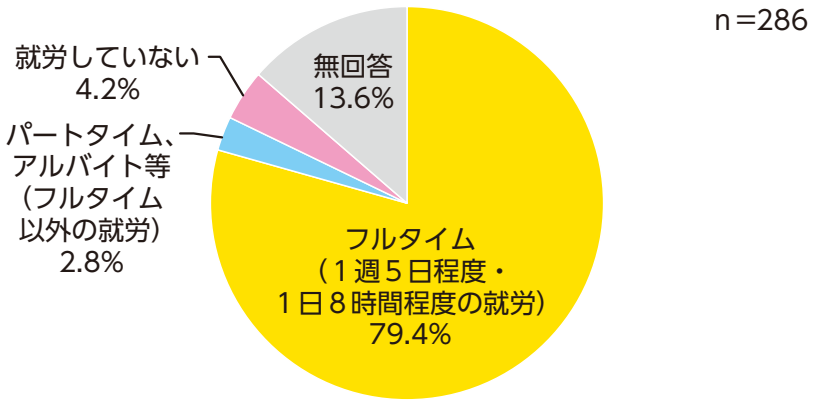

※参考値：父親と母親がともに「フルタイム」または
「パート・アルバイト等」と回答した割合　71.0%（203/286）

③　子育て支援事業の利用状況について

地域子ども･子育て支援事業の利用状況について、「利用したことがある」では、「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が 81.1％と最も高く、次いで「多子世帯の保育料負担軽減制度」が 36.4％、「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が 33.9％となっています。

「利用したことがない」では、「産後ケア事業」が 74.8％と最も高く、次いで「新生児聴覚検査助成事業」が 68.2％、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が 64.3％となっています。

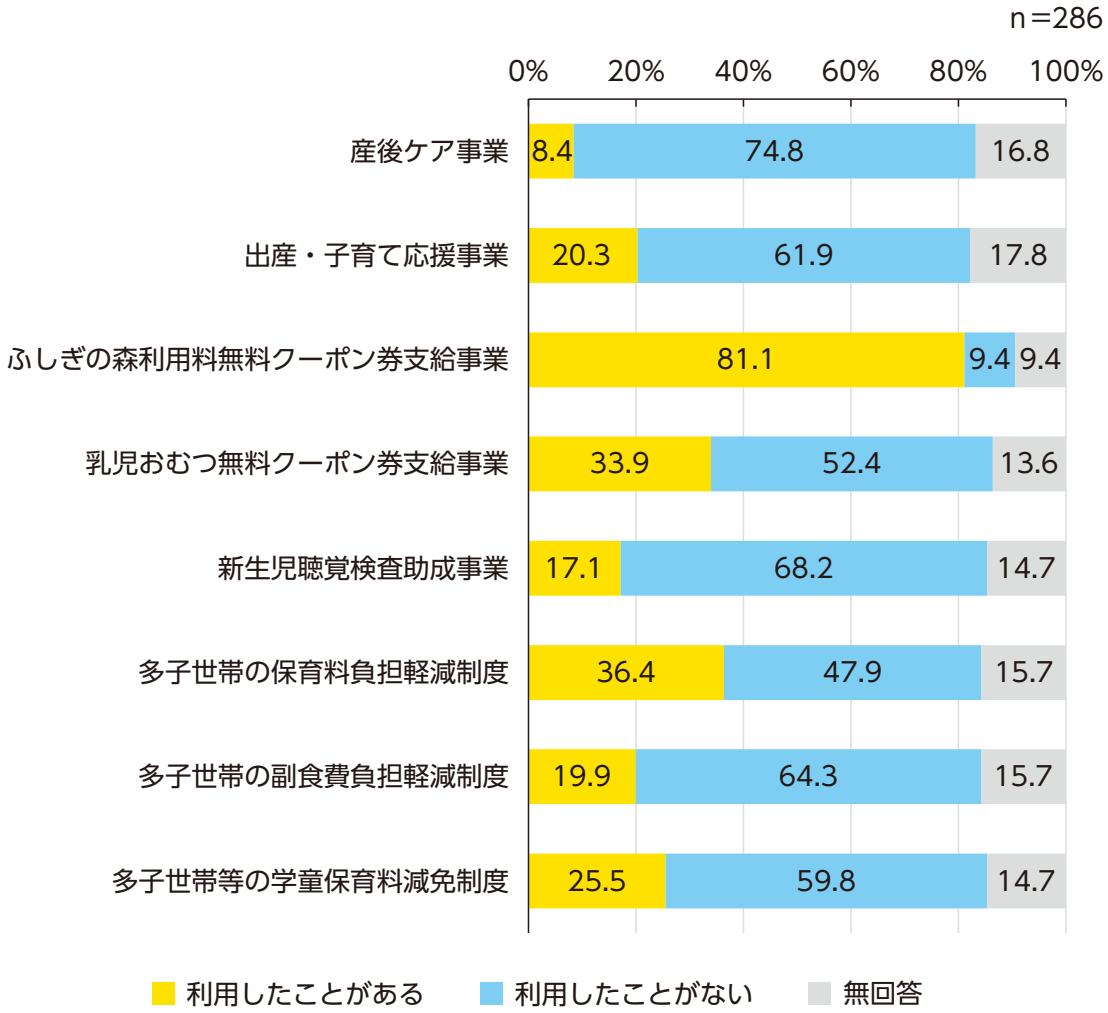

④　放課後の過ごし方について

○放課後に過ごさせたい場所

【小学校１～３年生】

小学校１～３年生のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が 49.0％と最も高く、次いで「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 45.8％、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 32.5％、「放課後子ども教室（放課 GO!GO!）」が 31.5％となっています。

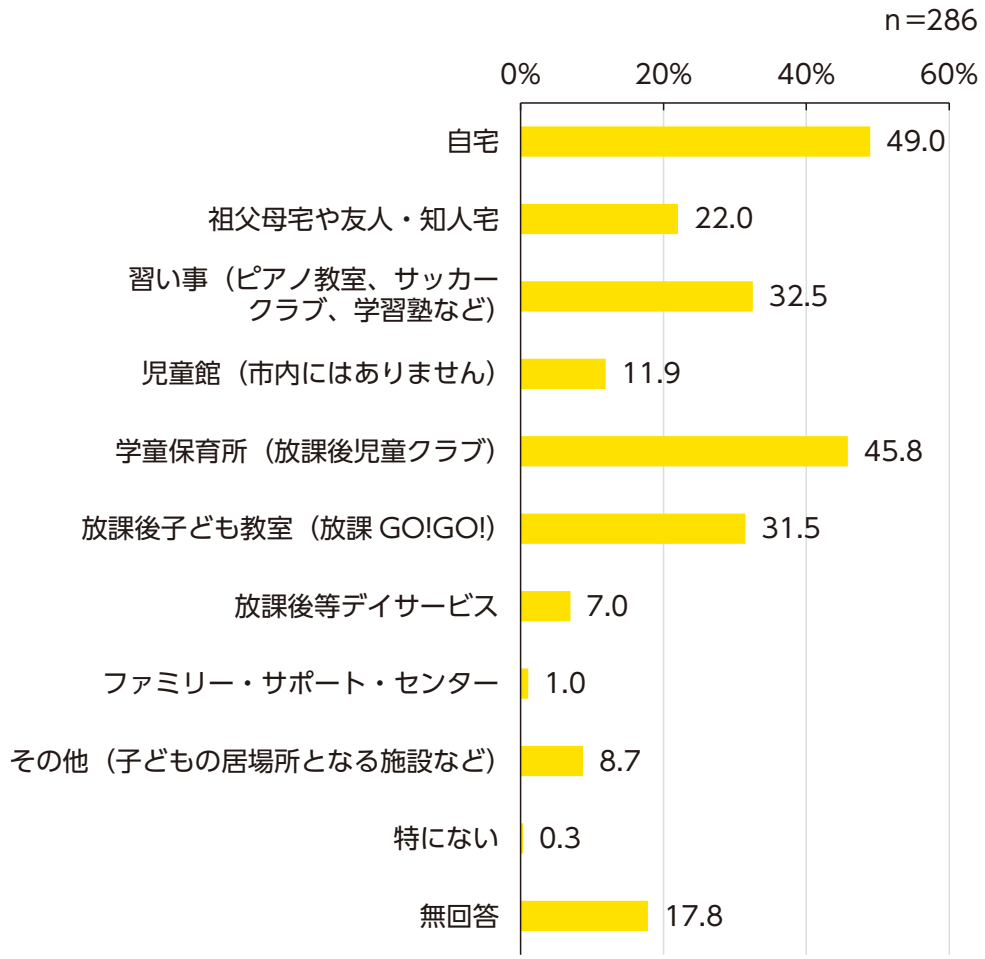

【小学校４～６年生】

小学校４～６年生のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が 65.7％と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 37.4％、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 27.6％、「祖父母宅や友人・知人宅」が 24.5％となっています。

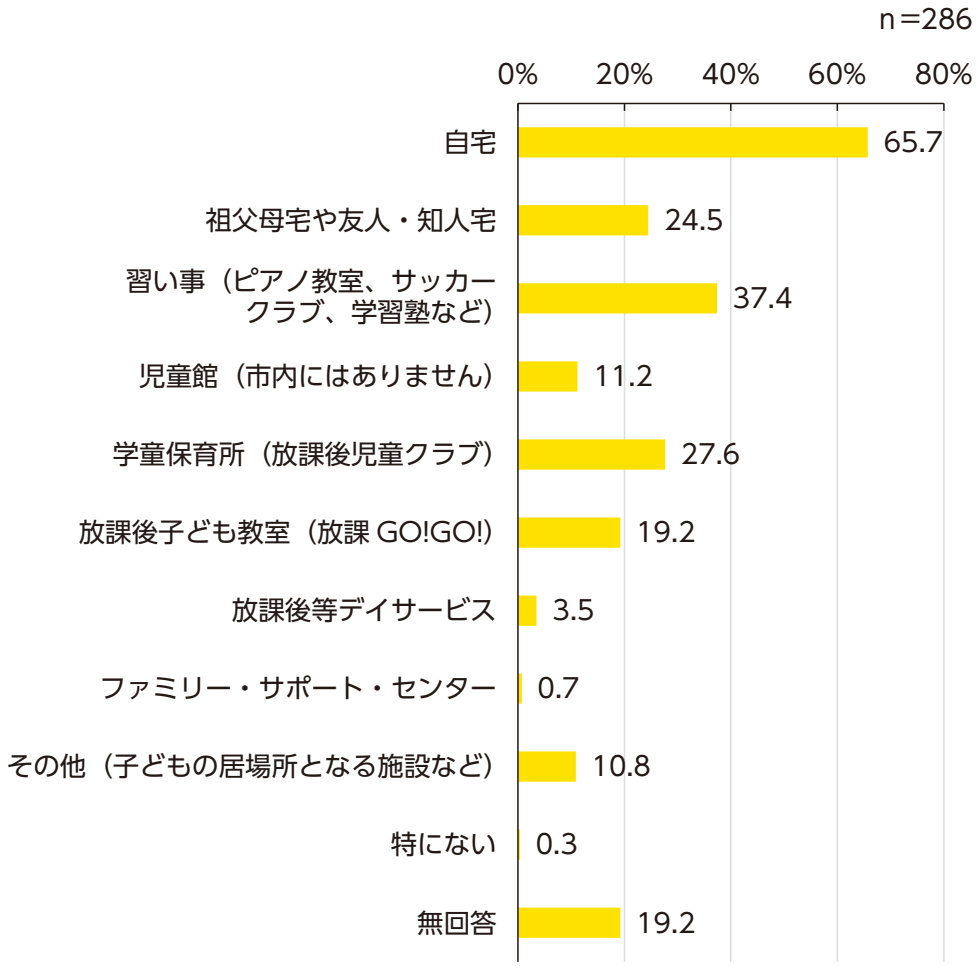

⑤　砂川市の子育て環境や支援について

○子育て環境について

砂川市の子育て環境について感じていることについて、「とてもそう思う」と「そう思う」の合計は、「自然豊かである」が 79.5％と最も高く、次いで「こども医療制度が充実している」が 71.5％、「治安がよい」が 54.8％となっています。

「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が 62.9％と最も高く、次いで「子育て世帯向けの住宅が多い」が 54.8％、「地域のつながりが強い」が 47.5％となっています。

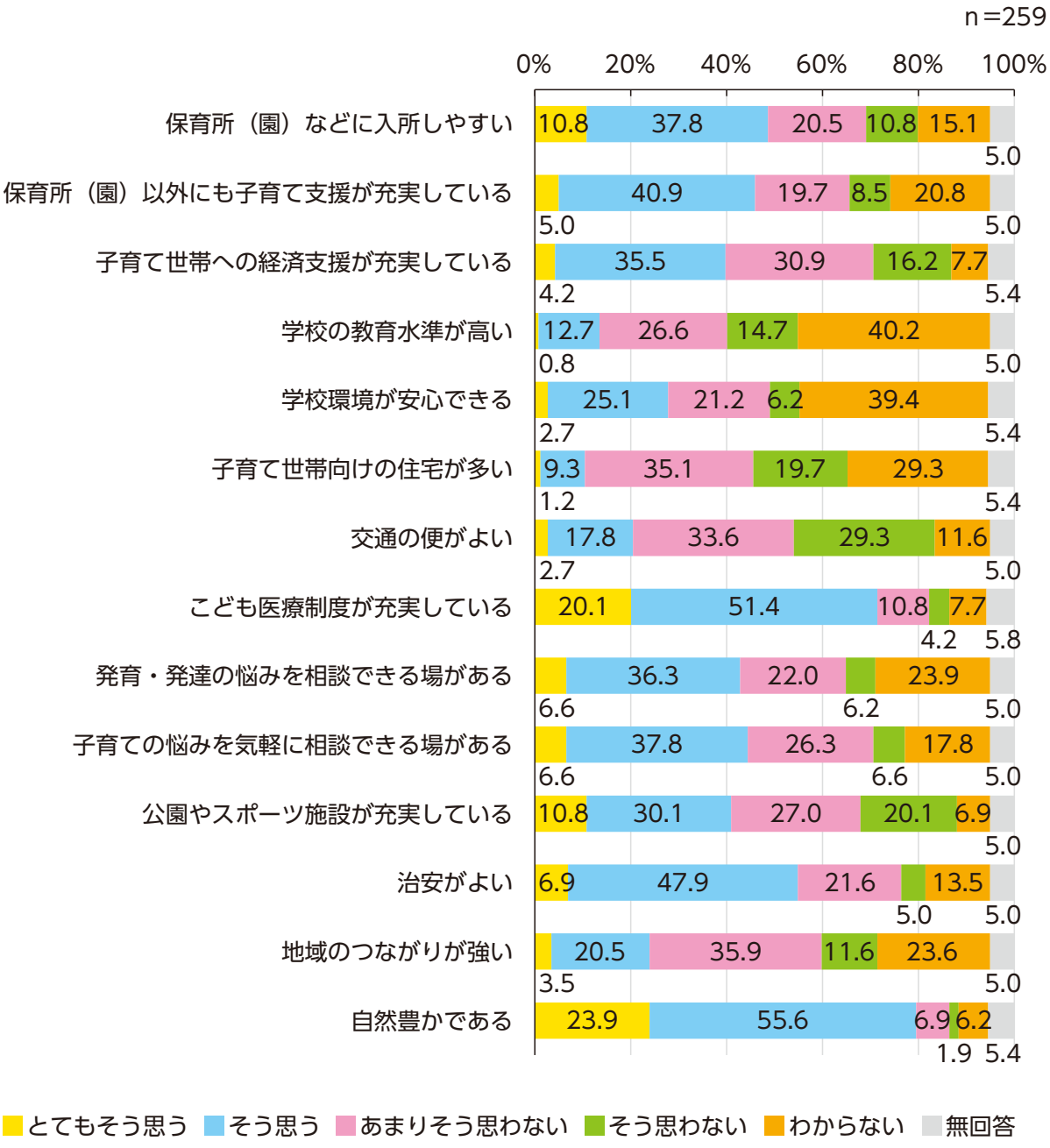

○望ましい子育て支援施策

望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が 81.5％と最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が 65.0％、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が 50.7％となっています。

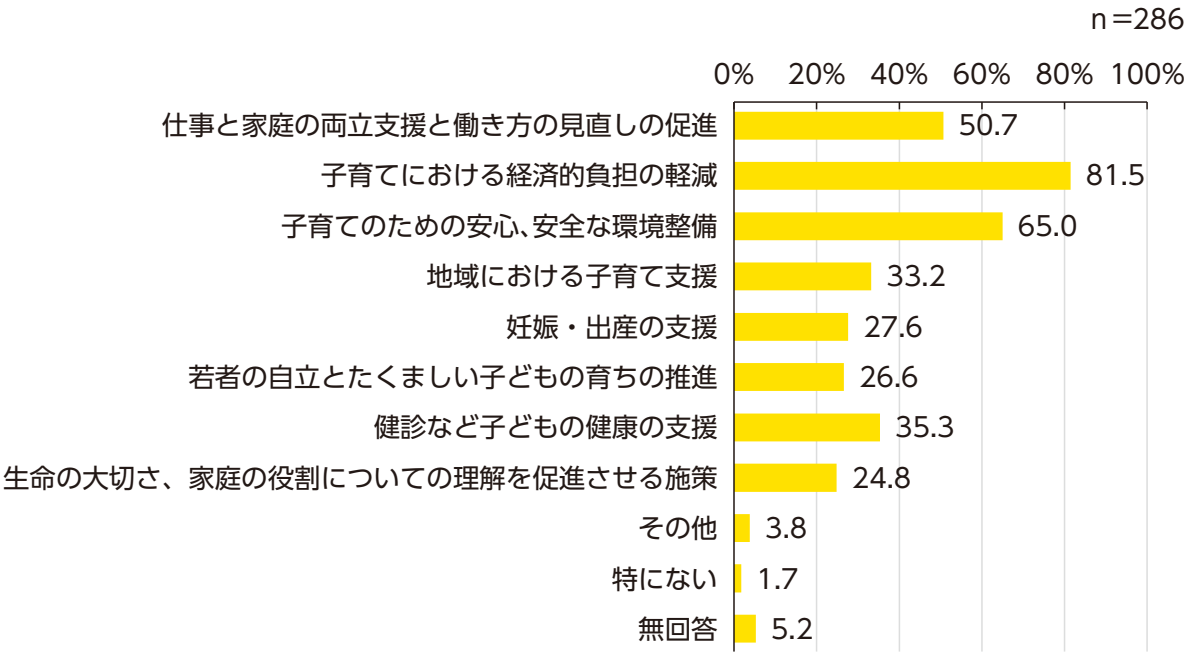

6　アンケート調査（ニーズ把握調査）結果のまとめ

●「定期的な」教育・保育事業

「定期的な」教育・保育事業について、「認可保育所」を利用していると答えた就学前児童保護者は 52.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を利用していると答えた方は 15.4%でした。今後の利用希望については、平日では「認可保育所」が 60.6%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 37.8%、「幼稚園の預かり保育」が 26.3%、他にも多様な保育ニーズがうかがえます。また、「認可保育所」の利用ニーズとして、子どもの長期休暇期間中については 18.5%、土曜日については 30.9%の方が利用を希望しています。

●「不定期な」教育・保育事業

不定期に利用したい一時預かり事業について、39.8%の就学前児童保護者が「利用を希望しない」と答えていますが、その一方で「一時預かり」については 33.6%の方が、「幼稚園の預かり保育」については 18.1%の方が、「ファミリー・サポート・センター」についても 14.7%の方が「今後利用したい」と答えています。利用を希望しない理由としては「子どもの親、祖父母や親戚の人がみている」が 46.6%と最も高く、「利用する必要がない（別の機関を利用している）」が 34.0%となっています。

●病児とその家族を支える事業

病児・病後児保育等の利用意向について、就学前保護者は「どちらともいえない」が 48.6%と最も高く、次いで「利用を希望する」が 33.2%、「利用を希望しない」が 13.5%となっています。利用を希望しない理由としては、「親が仕事を休んでみている」が 80.0%と最も高くなっています。

●放課後の過ごし方

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、就学前児童保護者では、低学年のうち　は、平日であれば「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 23.6%と最も高く、就学児童保護者では、小学校１～３年生時においては「自宅」が 49.0%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が 45.8%、４～６年生時においては「自宅」が 65.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 37.4%と高くなっています。

●子育てと子育て環境

地域子ども・子育て支援事業の利用状況については、就学前児童保護者が「利用したことがある」事業として「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が 78.0%と最も高く、次いで「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が 71.4%、「新生児聴覚検査助成事業」が 52.5%となっています。「利用したことがない」事業は、「産後ケア事業」が 78.4%と最も高く、次いで「多子世帯等の学童保育料減免制度」が 74.1%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が 65.3%となっています。就学児童保護者が「利用したことがある」事業は「ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業」が 81.1%と最も高く、次いで「多子世帯の保育料負担軽減制度」が 36.4%、「乳児おむつ無料クーポン券支給事業」が 33.9%となっており、「利用したことがない」事業としては、「産後ケア事業」が 74.8%と最も高く、次いで「新生児聴覚検査助成事業」が 68.2%、「多子世帯の副食費負担軽減制度」が 64.3%となっています。

砂川市の子育て環境について感じていることとして、「とてもそう思う」と「そう思う」の合計は、就学前児童保護者と就学児童保護者ともに、「自然豊かである（就学前児童 79.0%、就学児童 79.5%）」が最も多く、次いで「こども医療制度が充実している（就学前児童 66.8%、就学児童 71.5%）」となっており、就学前児童保護者の「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が 66.8%と最も高く、次いで「学校の教育水準が高い」が 54.9%、「公園やスポーツ施設が充実している」が 51.8%となっています。就学児童保護者の「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計は、「交通の便がよい」が 62.9%と最も高く、次いで「子育て世帯向けの住宅が多い」が 54.8%、「地域のつながりが強い」が 47.5%となっています。

望まれている子育て支援施策については、就学前児童保護者と就学児童保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減（就学前児童 76.1%、就学児童 81.5%）」が最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備（就学前児童 63.3%、就学児童 65.0%）」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進（就学前児童 56.4%、就学児童 50.7%）」となっています。

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

（1）基本理念

出産、子育てを希望される方にとって、「子育てをするなら砂川で」というイメージをもっていただけるように、出産前から子育て期を通じて誰もが安心して過ごすことができる社会が形成され、次代を担う子どもの成長を地域で育む機運が高まり、子ども達が心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指し、次の基本理念を定めます。

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

（2）基本的方針

基本理念の実現を目指すうえで大切になることは、

① 子どもの成長段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、全ての子どもの健やかな成長・発達を保障すること

② 保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担感や不安が和らぐように保護者に寄り添い、ニーズに応じた切れ目のない支援を行っていくこと

③ 社会を構成する全ての人が子ども・子育て支援の重要性を改めて認識するとともに、各々が連携・協力し合いながら、子育て支援に係る社会的な役割を果たしていくことと考え、これらの基本的方針に沿った具体的な施策展開に向けて、計画期間においては次の基本的視点に立ってまちづくりを進めていきます。

２　基本的視点

（１）次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

子どもが成長する過程において、乳幼児期は心情、意欲態度、基本的生活習慣など生涯にわたる人格形成や社会性の基礎・基本が育まれる時期であり、就学後には知識や技能など学ぶ力を高めていきながら、様々な活動や経験を通じて身体的、精神的にも更なる成長を遂げていく時期となります。

このような成長段階に応じた発達や個性が尊重され、「子どもの最善の利益」が実現するためには、乳幼児期から学齢期に及ぶ教育・保育を良質な内容で実践するとともに、社会体験の機会を確保することや、配慮を必要とする子どもへの適切な支援を行っていくことで、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを進めていきます。

（２）保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

近年は核家族化の進行や、感染症の流行による交流機会の減少などに加え、社会経済が変動する中で保護者の就労状況にも変化が見られ、日々の子育てには不安や負担感を感じることも多い状況となっています。

このような不安や負担感を軽減していくためには、保護者が孤立・孤独感を解消できるような相談体制の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないサポート体制の確立、子育て世帯に対する継続的な経済的支援などを実施していくことで、保護者一人ひとりが子育てに向き合い、喜びや生きがいを一層感じられるようなまちづくりを進めていきます。

（３）社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり

国が急激な少子化・人口減少に強い危機感をもち、こども家庭庁の設置や様々な少子化対策を講じているように、この問題は社会全体で改善を目指すべき課題として位置づけられています。各自治体にとっても、地域社会の持続・発展に向けて子育ての障壁となっている問題の把握や、支援を必要としている家庭への援助などに取り組んでいくことが求められています。

このような社会全体の課題を一人ひとりが真摯に受け止め、子育てに適した安全で安心できる地域社会を形成していくためには、道路や公園などの環境整備を着実に推進するとともに、児童虐待の未然防止にもつながる子どもを見守る機運の醸成、仕事と子育ての両立に向けた理解の促進、子育てに困難な状況がある家庭への支援などに努めることで、子育てのしやすいまちづくりを進めていきます。

3　施策体系

砂川市子ども・子育て支援の施策について、体系や方向性をまとめます。

基本理念

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

基本的視点	基本施策	主な事業
次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり	①乳幼児期における親子のふれあいの促進 ②幼児期の教育・保育の充実 ③学齢期における子どもの成長への支援 ④子どもの社会体験の充実 ⑤配慮が必要な子どもへの支援 ⑥保育士・教職員等の資質の向上	◎子育て支援センター事業 ◎ブックスタート ◎特別保育（延長保育、一時保育） ◎病児・病後児保育 ◎学童保育所 ◎放課後学習サポート ◎ジャリン子四季自然体験塾 ◎親子わいわいすぽーつらんど ◎児童発達支援 ◎通級指導教室 ◎肢体不自由児療育訓練事業 ◎保育所ICTシステムの活用 ◎教職員等の質の向上　など
保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり	①子育てに関する相談体制・学習機会の充実 ②子育てに対するサポート体制の確保 ③母子保健サービスの充実 ④食育の推進 ⑤子育てに対する経済的支援	◎子ども家庭センター ◎家庭児童相談 ◎ファミリー・サポート・センター事業 ◎乳児家庭全戸訪問事業 ◎産後ケア事業 ◎離乳食講習会 ◎子ども医療費助成事業 ◎学校給食費無償化事業 ◎保育所・幼稚園副食費負担軽減 ◎乳児すこやか応援クーポン券支給事業 ◎ふしぎの森利用無料クーポン券支給事業　など
社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり	①安全・安心な子育て環境の整備 ②児童虐待防止対策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援 ④経済的困難等を抱える家庭への支援	◎使いやすい公園の整備 ◎あいさつ運動の推進 ◎砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎民生児童委員協議会 ◎母子・父子家庭相談 ◎児童扶養手当支給事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎就学援助制度　など

第４章　砂川市子ども・子育て支援事業計画

1　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」と、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の方策」を記載することとされています。また、「量の見込み」と「確保の方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。

提供区域は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することになります。

本市は、行政面積が 78.68㎢と市の全国平均（156.68㎢）より狭く、一つの指標となる中学校区域も１か所であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とし、市内全域を１つの提供区域として設定します。

（１）砂川市における教育・保育提供区域

事業区分	提供区域
１号認定（３～５歳）	市内全域
２号認定（３～５歳）	
３号認定（０歳）	
３号認定（１～２歳）	

（2）地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域

各事業の性格から市内全域を基本とします。

事業名	提供区域
（1）利用者支援に関する事業	市内全域
（2）地域子育て支援拠点事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	
（3）妊婦健診事業	
（4）乳児家庭全戸訪問事業	
（5）養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業	
（6）子育て短期支援事業	
（7）子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
（8）一時預かり事業	
（9）時間外保育事業（延長保育）	
（10）病児・病後児保育事業	
（11）放課後児童健全育成事業（学童保育所）	
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業	
（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
新（14）子育て世帯訪問支援事業	
新（15）児童育成支援拠点事業	
新（16）親子関係形成支援事業	
新（17）産後ケア事業	
新（18）乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
新（19）妊婦等包括支援事業（伴奏型相談支援事業）	

2　教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

（1）教育・保育の量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ把握調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

「子ども・子育て支援法」第 19 条等に基づき、教育・保育を利用する子どもについて、３つの認定区分が設けられています。

保護者の申請を受け、市が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）した上で施設型給付を行う仕組みとなっています。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
１号認定	３～５歳	幼児期の教育希望 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
２号認定	３～５歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
３号認定	０歳、 １～２歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所　認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

（2）教育・保育の提供体制の確保内容と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ把握調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

①　１号認定（３歳以上、幼児期の教育希望）

■量の見込み

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要利用定員総数	61 人	62 人	58 人	56 人	55 人
確保の内容	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
特定教育・保育施設	75 人	75 人	75 人	75 人	75 人
確認を受けない申出を行った幼稚園	０人	０人	０人	０人	０人
過不足	14 人	13 人	17 人	19 人	20 人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

※確認を受けない申出を行った幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

②　２号認定（３歳以上、保育の必要性あり）

■量の見込み

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要利用定員総数	140 人	141 人	134 人	130 人	127 人
確保の内容	184 人	184 人	184 人	184 人	184 人
特定教育・保育施設	164 人	164 人	164 人	164 人	164 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
企業主導型保育施設の地域枠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
過不足	44 人	43 人	50 人	54 人	57 人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

③　３号認定（０歳、保育の必要性あり）

■量の見込み

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要利用定員総数	16 人	15 人	15 人	15 人	15 人
確保の内容	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
特定教育・保育施設	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
企業主導型保育施設の地域枠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
過不足	6 人	7 人	7 人	7 人	7 人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

④　３号認定（１・２歳、保育の必要性あり）

■量の見込み

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要利用定員総数	67 人	65 人	67 人	66 人	65 人
確保の内容	79 人	79 人	79 人	79 人	79 人
特定教育・保育施設	59 人	59 人	59 人	59 人	59 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
企業主導型保育施設の地域枠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
過不足	12 人	14 人	12 人	13 人	14 人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

（３）教育・保育の一体的提供及び推進に関する考え方

①　認定こども園について

小学校就学前の子どもに対する教育・保育については、従前からの幼稚園・保育所に加え平成 18 年 10 月から認定こども園制度がスタートしました。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受入れられる施設です。近隣自治体の中には教育・保育施設が提供区域内に１か所で公設公営により運営している事例がありますが、本市では市内に施設型給付により運営している私立幼稚園があり、保護者の意向等により市外の幼稚園を選択するケースも見受けられます。

つきましては、現状として教育・保育に対するニーズは一定程度満たされていることや、今後、国は各自治体における「乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の導入を想定しているため、その運用方法等について注視する必要があることから、今期の計画期間中における市立保育所の認定こども園制度への移行は予定していないものです。

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。さらに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑にできるように情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

令和３年度から令和６年度まで実施した子育て世代包括支援センターに代わって、令和７年度から子ども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供できる体制を整備するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ相談窓口となるよう取り組んでいきます。

〔子ども家庭センター〕

対象	妊産婦、０～ 18 歳までの子どもとその保護者	実施時期	通年
内容	「子ども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野がそれぞれの機能を維持し、専門性を発揮しながら協働することで全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的な相談支援を行う。組織については、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長を配置するほか、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置することにより、地域の全ての妊産婦・こどもとその家庭が、切れ目なく、必要な母子保健・児童福祉に係る包括的支援を受けることができることとなる。		

【利用者支援事業実施箇所数】　（単位：か所）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。

【確保の方策】

現状実施している「子育て支援センター」で事業の展開を図ります。

〔にこにこ広場〕

対象	０歳～就学前の親子（登録制）	実施時期	通年
内容	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士が一緒に遊べるプログラムを作成するほか、運動会や季節の行事など様々な事業を実施する。		

〔にこにこサロン〕

対象	０歳～就学前の親子	実施時期	通年
内容	親子や子ども同士が一緒に遊べる場や、親同士が子育てについての情報交換をできる場を提供する。		

【にこにこ広場・にこにこサロン延利用者数】　（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		2,622	2,612	2,553	2,494	2,452
確保の方策	利用者数	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（３）妊婦健診事業

全ての妊婦が安全・安心な出産を迎えるため、定期的な健診の受診ができるよう費用を助成する事業です。

【確保の方策】

現状実施している「妊婦一般健康診査事業（道協定委託）」及び「砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業」を引き続き行います。

〔妊婦一般健康診査事業及び砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業〕

対象	妊婦	実施時期	通年
内容	妊婦一般健康診査受診票 14 枚（超音波検査６回含）と砂川市妊婦一般健康診査補助券（15 回目以降の健診及び超音波検査有料回分）を妊娠届出時と妊婦健康相談時に分けて発行し、受診を促す。健診は委託医療機関において実施する。		

【妊婦一般健康診査受診人数】　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	130	125	120	120	120
確保の方策	130	130	130	130	130

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を「こんにちは赤ちゃん事業」として訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるための事業です。

【確保の方策】

今後も継続して、保健師による家庭訪問を実施します。

〔こんにちは赤ちゃん事業〕

対象	０歳～生後４か月までの親子	実施時期	通年
内容	こんにちは赤ちゃん事業として、全新生児を対象に保健師による家庭訪問を実施し、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、必要に応じて地域社会や関係部局と連携を図る。		

【乳児家庭訪問数】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	69	68	67	66	65
確保の方策	70	70	70	70	70

（５）養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

要支援児童・特定妊婦・要保護児童（＊）等の養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児･家事援助など）を行うとともに、砂川市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

【確保の方策】

現状の体制を維持し引き続き事業を行うとともに、関係機関と連携を図ります。

〔乳児幼児訪問指導〕

対象	０歳～就学前までの親子	実施時期	通年
内容	乳幼児健診などで支援が必要と判断したもの、心身障がい児、健診未受診者などを対象に家庭訪問を実施する。		

〔妊産婦訪問指導〕

対象	妊産婦	実施時期	通年
内容	全初妊婦・妊娠８か月以降届出の者・異常の既往などで支援の必要な者を対象に家庭訪問を実施し、相談・指導を行う。産婦の対象は乳児家庭全戸訪問事業に準じる。		

〔砂川市要保護児童対策地域協議会〕

対象	関係機関	実施時期	必要の都度随時
内容	要保護児童及びその保護者に対する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援。		

【乳児幼児・妊産婦訪問指導数】　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保の方策	30	30	30	30	30

＊要支援児童・特定妊婦・要保護児童の定義（児童福祉法の規定より）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第６条の３第５項）
特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第６条の３第５項）
要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第６条の３第８項）

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

【確保の方策】

ニーズ把握調査の結果からニーズが見込まれませんでした。今後においてもニーズの把握に努めます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録してもらい、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き実施します。

〔ファミリー・サポート・センター事業〕

対象	満１歳以上の未就学児及び就学児	実施時期	通年
内容	急な残業時や、保育所や習い事への送迎時など、突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、依頼に応じて協力会員により保育を実施し、子育て中の保護者の育児をサポートする。（料金は別途徴収する）		

【ファミリー・サポート・センター事業延利用者数】　（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	未就学児	50	50	50	50	50
	低学年	10	10	10	10	10
	高学年	5	5	5	5	5
確保の方策	未就学児	50	50	50	50	50
	低学年	10	10	10	10	10
	高学年	5	5	5	5	5

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主に昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かりを行う事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き、市内幼稚園及びひまわり保育園で実施します。

〔幼稚園の一時預かり（幼稚園型）〕

対象	在園児（３～５歳）	実施時期	通年
内容	砂川天使幼稚園において、月～金曜日（８時～ 10 時、14 時～ 18 時）及び長期休業中（８時～ 18 時）に在園児を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）		

【幼稚園型一時預かりの延利用者数】　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み合計	3,081	3,047	2,999	2,933	2,847
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（１号認定見込み）	462	457	450	440	427
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（２号認定見込み）	2,619	2,590	2,549	2,493	2,420
確保の方策	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100

〔保育所等の一時預かり（幼稚園型以外）〕

対象	事前に利用申込みをした１～５歳児	実施時期	通年
内容	ひまわり保育園において、月～土曜日（８時 30 分～ 17 時）まで１～５歳児を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）		

【保育所の一時預かりの延べ利用者数】 （単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,146	1,147	1,148	1,149	1,149
確保の方策	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930

（９）時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育標準時間又は保育短時間を超えて、朝は午前７時 15 分から午前８時まで、夜は午後６時 15 分から午後７時 00 分までの保育を実施する事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き、市内３保育所で実施します。

〔延長保育〕

対象	保育所入所児童　１～５歳児	実施時期	通年
内容	市内の３保育所で１～５歳児を対象に、保育標準時間で午後６時 15 分から午後７時まで、保育短時間で午前７時 15 分から午前８時、午後４時から午後６時 15 分、午後６時 15 分から午後７時までの保育を行う。保育料は別途徴収。		

【延長保育利用者数】 （単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	52	52	52	52	52
確保の方策	80	80	80	80	80

（10）病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で一時的に預かる事業です。

【確保の方策】

現状に引き続き、砂川市立病院内の施設で実施します。

〔病児・病後児保育〕

対象	生後６か月～小学校３年生	実施時期	通年
内容	生後６か月から小学校３年生までを対象とし、病中又は病気の回復期にある子どもを、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わり、砂川市立病院内の施設で一時的に保育する。		

【病児・病後児保育延利用者数】　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	101	101	100	100	100
確保の方策	879	879	879	879	879

（11）放課後児童健全育成事業（学童保育所）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

【確保の方策】

現状は、市内５小学校区で実施していますが、令和８年４月に市内小中学校が再編されて義務教育学校が開校することに伴い、学童保育施設も再編します。

令和８年度から中央地区に１か所（定員 120 人）、北地区に１か所（定員 40 人）の学童保育施設を開設する予定としています。

〔学童保育所〕

対象	小学生	実施時期	通年
内容	保護者から申請があった小学生を放課後や土曜日、長期休業中に指導員が保育する。保育内容は、自由遊びや集団遊び、生活習慣を身に付ける活動、誕生会などの行事を行う。		

【学童保育所登録者数】　（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	１年生	32 人	32 人	36 人	36 人	34 人
	２年生	42 人	32 人	32 人	36 人	35 人
	３年生	36 人	42 人	32 人	32 人	36 人
	４年生	８人	８人	９人	８人	８人
	５年生	10 人	８人	８人	９人	８人
	６年生	８人	９人	７人	８人	８人
	低学年	110 人	106 人	100 人	104 人	105 人
	高学年	26 人	25 人	24 人	25 人	24 人
確保の方策	低学年	150 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	高学年	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

※学童保育所及び放課後子ども教室に係る連携の推進等について

国は、平成 26 年７月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成 30 年９月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定する中で、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、共働き家庭等の「小１の壁」「待機児童」などの問題を解消するため、学童保育と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方向性を示しました。

本市では、学童保育の推進はもちろんのこと、放課後子ども教室についても、校舎内の特別教室等を活用しながら、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりとして事業を推進しています。両事業については、学童保育の利用児童が放課後子ども教室に参加した後、同一校舎内等で開設している学童保育所へ移動するなど、「連携型」「校内交流型」と呼ばれる方式で運営しており、教育委員会と福祉部局が共通理解、情報共有を図りながら計画的に実施しています。

現在は「新・放課後子ども総合プラン」が令和５年度末をもって終了したため、令和５年 12 月に国から新たに発出された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、両事業の連携を継続しながら実施しており、今後の取組として、令和８年度に義務教育学校が開校した後も、「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標量を踏まえつつ、次の各項目に沿って両事業の連携に一層留意しながら事業の推進を図っていきます。

（１）校内交流型の学童保育所及び放課後子ども教室の達成されるべき目標量と実施計画

現在の学童保育所は小学校敷地内で４か所、敷地外で１か所設置しており、放課後子ども教室は各小学校の一時的に使用されていない特別教室等（体育館やミーティングルーム等）で実施することで、学童保育所と放課後子ども教室の連携を図りながら実施しています。

令和８年度からは、市内小学校５校が義務教育学校１校に統合されることに伴い、学

童保育所は義務教育学校内に１か所、北地区に１か所の開設を予定し、放課後子ども教室は義務教育学校内等において実施する予定であることから、令和８年度以降においても学童保育所と放課後子ども教室を連携のうえ実施していきます。

■ 校内交流型の目標事業量

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
（小）学校数　a	５か所	１か所	１か所	１か所	１か所
実施箇所数（※）	５か所	１か所	１か所	１か所	１か所
連携型（※）	５か所	１か所	１か所	１か所	１か所
校内交流型（※）b	４か所	１か所	１か所	１か所	１か所
開設割合　b ÷ a	80%	100%	100%	100%	100%

（※）実施箇所数：同一小学校区内で放課後子ども教室が実施されている学童保育所の数
（※）連携型：実施箇所数のうち、放課後子ども教室と連携している学童保育所の数
（※）校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で実施している学童保育所の数

（２）学童保育所及び放課後子ども教室の校内交流型又は連携型による実施に関する具体的な方策

学童保育所及び放課後子ども教室の関係者が、活動プログラムの企画段階から連携して事業の実施に取り組むとともに、学童保育所を利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受入れや引き渡しについて双方の連携を図ります。

（３）小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的方策

現在は、学童保育所５か所のうち４か所で小学校の余裕教室等を活用しており、放課後子ども教室は放課後等に一時的に使用されていない特別教室等（体育館やミーティングルーム等）で事業を実施しています。義務教育学校の開校後、学童保育は校舎内に専用の保育室を設置しますが、今後も学校との連携を図りながら適切な場所で両事業を実施していきます。

（４）学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策

学童保育所と放課後子ども教室を連携して実施するため、学童保育所の担当部局である保健福祉部と放課後子ども教室の担当部局である教育委員会が「放課後子ども教室運営委員会」を組織し、情報共有を図りながら効果的・効率的な事業運営に努めます。

（５）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする子どもを含むすべての児童が、放課後に安心して過ごすことができるように、学童保育所と放課後子ども教室の関係者が情報共有しながら、学校・家庭と連携を図り、適切な対応に努めます。

（６）地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組

現在はすべての学童保育所において、午後６時までの通常保育の後に午後７時までの

延長保育を開設しており、今後も引き続き、保護者のニーズに応じて延長保育を実施していきます。

（7）各学童保育所が、その役割をさらに向上させていくための方策

学童保育所は子どもの健全な育成を図る役割を担っていることを踏まえ、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性や社会性が育まれるよう支援を行います。

（8）学童保育所の役割を果たす観点から、各学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

学童保育所での過ごし方について、十分に保護者と情報交換をするとともに、地域住民に対して広報紙やホームページ等を活用しながら周知を図ります。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、生活保護世帯等の低所得で生計が困難な世帯の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。具体的には、施設型給付の対象となる幼稚園及び保育所等で必要となる物品の購入費用等、又は施設等利用給付の対象となる幼稚園で提供される副食費が対象となります。

【確保の方策】

市内及び近隣自治体の幼稚園等は施設型給付費で運営しているため、副食費については対象者が見込まれません。また、物品の購入費用等については、低所得で生計が困難な世帯における教育・保育給付認定のニーズが生じた場合に必要に応じて検討します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

こども・子育て支援加速化プランによる保育の受皿拡大や子ども・子育て支援新制度を円滑に実施していくために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【確保の方策】

地域子ども子育て支援事業等について、新規参入を希望する事業所等のニーズが生じた場合に必要に応じて検討します。

新（14）子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保の方策】

子ども家庭センターにおいて、市内のニーズ状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

新（15）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の方策】

子ども家庭センターにおいて、市内のニーズ状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

新（16）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

【確保の方策】

子ども家庭センターにおいて、市内で事業の対象となりえる世帯の状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

新（17）産後ケア事業

出産又は出生後１年を超えない母子を対象に、宿泊型の母子産後ショートステイや、通所型の母乳外来などの方法により、専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。

【確保の方策】

令和５年度から医療機関等へ委託する方式で事業を開始しており、引き続き実施します。

【産後ケア事業延利用者数】　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

新（18）乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

【確保の方策】

国の基準に基づき、令和８年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた取組を進めます。

新（19）妊婦等包括支援事業（伴走型相談支援事業）

妊娠の届出時、妊娠７か月頃の中期、出産後の新生児訪問時の面談など切れ目のない形で、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師・栄養士が面談等により妊娠・子育てにかかわる相談に応じるとともに、面談を行った妊婦等に給付金を支給することで経済的にも支援する事業です。

【確保の方策】

令和４年度から伴走型相談支援事業として開始しており、引き続き実施します。

【面談実施回数】

（単位：回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	260	260	260	260	260
確保方策	260	260	260	260	260

第５章　砂川市次世代育成支援地域行動計画

〔第５章に関する留意点〕
【施策の方向性】の文章中、「アンケート調査」とは本計画の基礎的資料とするために実施した「アンケート調査（ニーズ把握調査）」を指し、「就学前保護者」とは「就学前児童をもつ保護者」を、「小学生保護者」とは「小学生をもつ保護者」のことを意味します。

施策体系に基づく具体的な各種事業については、事業の目的・内容等から複数の基本施策に合致する場合がありますが、記述量を最小限とし、読みやすい構成とするため、最初の該当箇所にのみ掲載しています。

1　次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

①　乳幼児期における親子のふれあいの促進

【施策の方向性】

アンケート調査における就学前保護者の回答として、「子どもについて悩み・不安に感じること」の質問では「育児の方法」という回答が 29.0%あり、同調査の「保護者自身の悩み・不安に感じること」では「子どもを叱りすぎているような気がする」という回答が 27.0%ありました。乳幼児が家庭生活の中で基本的な生活習慣を身に付け、心豊かで健やかに成長していくためには、親子が互いに心を通わせ、家族の愛情が注がれる環境づくりが大切になります。

本計画期間においては、子育て支援センターや学び体験教室において親子間のふれあいや親同士、子ども同士の交流が深まる機会を提供することで、親子がもつ成長する力を伸ばしていくとともに、地域に出向くサテライト活動等を通じて、身近な場所で親が子育てに関する新たな気づきや発見ができるよう支援に努めていきます。また、令和２年８月に実施した「第３次砂川市子ども読書活動推進計画」の策定にあたっての調査では、乳幼児の保護者で「家庭で読み聞かせを行っている」は 64.1％で、「行っていない」32.8％を大きく上回っており、図書館ではブックスタート事業や読み聞かせの機会を定期的に設けることで、親子間のコミュニケーションが深まり、気持ちがより通じ合う読書活動の推進に努めていきます。

（ア）親子が集う機会、場所の提供

事業名	事業内容	担当部署
にこにこ広場	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士が一緒に遊べるプログラムを作成するほか、運動会や季節の行事など様々な事業を実施する。	子育て支援センター

事業名	事業内容	担当部署
にこにこサロン	親子や子ども同士が一緒に遊べる場や、親同士の子育てについての情報交換をできる場を提供する。	子育て支援センター
にこにこ開放日	子育てサークルに、子育て支援センターの専用室を無料開放する。希望に応じて、保育士が活動の支援や相談対応を実施する。	子育て支援センター
サテライト事業	子育て支援センターの職員が北・南地区コミュニティセンター等に出向き、子どもと一緒に遊んだり、悩みごとの相談に応じたりする。	子育て支援センター
学び体験教室 子育てひろば	年に５回、公民館等で親子、子ども・保護者同士が自由にふれあい、体験・活動ができる場を提供する。	社会教育課社会教育係
地域交流センターゆう (子どもゾーン)	子どもゾーンにおいては、乳幼児を持つ保護者への支援として遊びや活動の場の提供、保護者同士の情報交換、地域ボランティアによる子育て相談等を行う。	社会教育課社会教育係
砂川市まちなか交流施設「すないる」	施設内にキッズスペースをはじめ、オムツ交換台や授乳・調乳スペースを設置するほか、図書館司書と連携して司書おすすめの絵本を配置するなど、小さな子ども連れの親子の居場所としての整備に努める。	砂川市まちなか交流施設「すないる」
ふるさと活性化プラザ (屋内遊具ひろば)	砂川ハイウェイオアシス館２階（ふるさと活性化プラザ）に遊具を設置し、親子や子ども同士が自由に遊べる場を提供する。	商工労働観光課観光係

【にこにこサロン】

【学び体験教室子育てひろば】

【ふるさと活性化プラザ（屋内遊具ひろば)】

（イ）読み聞かせ事業の推進

事業名	事業内容	担当部署
ブックスタート	乳児と保護者が絵本を介してゆっくりと、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、絵本をプレゼントする。	図書館管理係
赤ちゃんのおはなしばたけ	毎月１回、乳幼児への絵本、紙しばい等の読み聞かせを行う。	図書館管理係
おはなしのいずみ	毎月１回、幼児及び小学生向けに対象を分け、絵本、紙しばい等の読み聞かせを行う。	図書館管理係

【赤ちゃんのおはなしばたけ】

【おはなしのいずみ】

②　幼児期の教育・保育の充実

【施策の方向性】

令和６年４月時点で、市内の０歳児から５歳児の総数 426 人に対し、教育・保育給付の１号から３号認定（※）を受けた子どもの総数は 308 人となっており、割合では 72.3%を占めています。また、日常的に通う幼稚園・保育所以外の利用希望について、アンケート調査では就学前保護者で、一時預かり（一時保育）が 33.6%、幼稚園の預かり保育が 18.1%と多様な保育ニーズが見込まれる結果となっています。病児・病後児保育の利用意向については、就学前保護者で「利用を希望する」が 33.2%、「どちらともいえない」が 48.6%という回答結果であり、潜在的なニーズも含め今後ともセーフティネットとしての役割を期待されていることがうかがえます。

本計画期間においては、保護者からの教育・保育ニーズに応えられるよう実施内容の充実を図るとともに、延長保育、一時保育、幼稚園における預かり保育などの多様なニーズにも対応できる体制の確保に努めていきます。また、国の方針として、令和８年度より保育所等を利用していない０歳６か月から満３歳未満児を対象とした「こども誰でも通園制度」の導入が予定されており、乳幼児にとって良質な成育環境となるように実施に向けた整備を進めていきます。病児・病後児保育については、登録制度等に係る周知を利用対象となる保育所、幼稚園、学童保育所等の保護者へ施設を通じて確実に行い、安心できる環境のもと事業を継続していきます。

（※）教育・保育給付の１号から３号認定　本計画書 P46 を参照

（ア）多様な保育ニーズへの対応

事業名	事業内容	担当部署
乳児保育	市内の３保育所で０歳児の保育を行う。	子育て支援課子ども保育係
延長保育	市内の３保育所で１～５歳児を対象に、通常の保育時間の前後に保育を行う。保育料は別途徴収。	子育て支援課子ども保育係
一時保育	ひまわり保育園において、月～土曜日（８時30分～17時）まで１歳児以上を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）	子育て支援課子ども保育係
広域保育	中空知５市５町で広域保育の協定を締結しており、保護者の申出により、受け入れ先で可能であれば居住地の役所を通じて入所申込みを行い入所決定する。	子育て支援課子ども保育係
保育所使用済みおむつ自園処理事業	各保育所（園）におむつ専用ごみ箱を設置し、そのまま廃棄できる方式を導入し、保護者がおむつを持ち帰る負担感を軽減するとともに、保育士の業務負担を軽減する。	子育て支援課子ども保育係
保育所おむつサブスクリプション	利用を希望する保護者が市の選定した事業所と契約することで、保育所（園）内で使用するおむつを定額制で制限なく使用できる。	子育て支援課子ども保育係

事業名	事業内容	担当部署
子ども誰でも通園制度	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行う。	子育て支援課子ども保育係
病児・病後児保育	市立病院南館に設置した病児・病後児保育施設で、専任の保育士の配置と看護師の体制を整備し、一時的に預かり保育を実施する。利用時間は、月～土曜日の午前７時15分～午後６時15分（午後６時15分～午後７時までの延長保育が可能）で、保育料を設定し徴収する。	子育て支援課子ども保育係
私立幼稚園一時預かり	利用希望者に対し、教育標準時間を除き４時間以上の一時預かりを行うなど、国が定める実施要綱上の一時預かり事業（幼稚園型）を実施する幼稚園等に、子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助単価に基づき委託料を支払う。	子育て支援課子ども保育係

（イ）保育地域活動の推進

事業名	事業内容	担当部署
保育地域活動	地域住民の保育所行事への参加や保育所児童の福祉施設への訪問などを通じて、保育所児童と地域住民の交流を図る。	子育て支援課子ども保育係

③　学齢期における子どもの成長への支援

【施策の方向性】

子どもを取り巻く社会環境などの急激な変化に対し、より良い環境においてより質の高い学校教育を提供するため、本市では令和７年度より小中一貫教育を本格実施するとともに、令和８年度より市内小中学校を統合し、義務教育学校を開校します。

本計画期間においては、同校において義務教育の９年間を１st ステージ（１年生～４年生)、２nd ステージ（５年生～７年生)、３rd ステージ（８年生～９年生）の３つのブロックを設け、学習指導要領で示されている「生きる力」を育む教育として系統性・連続性のある小中一貫教育の推進を通じて、学習面や生活面での切れ目のない支援を実践し、子どもたちにとって未来を切り拓くために必要となる資質・能力の育成に努めていきます。また、放課後については、地域住民や保護者がサポーターとなる「子どもの居場所づくり」を推進するとともに、保護者が就労により家庭で保育できない等の事由がある世帯のために、学童保育所を市内２か所に開設する予定とし、保護者への支援及び子どもの成長を支えていきます。（令和７年度は両事業ともに小学校区単位で実施。）

（ア）「生きる力」を育む教育の推進

事業名	事業内容	担当部署
体験的な学習や活動を取り入れた豊かな教育活動	各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の指導に当たっては、体験的な学習を積極的に取り入れ、児童生徒の学びに向かう力を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる。	教育委員会指導参事
豊かな人間性を育む「心の教育」の充実	「考え議論する道徳」の指導の質的向上を図るとともに、道徳科の学習と教科、特別活動、総合的な学習の時間との密接な関連を図りながら、全ての教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。また、家庭や地域、関係機関との役割と連携をより確かなものにし、「心の教育」の充実に努める。	教育委員会指導参事
たくましい心身を育む、体育・健康に関する指導	健康に関する現代的な課題に適切に対応し、生涯を通じて健康･安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。「子どもは、次代の親である」という視点において、関係機関との連携により指導の工夫・充実を図り、思春期における心身の機能の発達と望ましい生活習慣、感染症予防等についての理解を通じて、自分の心や身体の健康を保持増進していく資質や能力を育てる。	教育委員会指導参事
学校運営協議会・地域学校協働本部事業	学校運営に保護者や地域住民が参画することで、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていく学校運営協議会の推進と連動させながら、学校と様々な社会教育活動を行っている地域住民等との間を調整することで、学校と地域がパートナーとして協働する体制を構築する。	社会教育課社会教育係

（イ）「学ぶ力」を育むための学習支援

事業名	事業内容	担当部署
放課後学習サポート	民間学習塾の協力のもと、放課後、講師を招き、学校の授業の進度によらない基礎基本を学習できる機会として学習塾で実際に使用している指導映像を併用しながら、講師の直接指導のもとで講習を受講する。	学務課学校教育係
英語教育推進事業	英語検定に要する検定料を補助することで、検定受検の機会を与え、生徒の英語力及び学習意欲を高め、英語教育の向上を図る。	学務課学校教育係

【放課後学習サポート】

（ウ）学童保育所の充実

事業名	事業内容	担当部署
学童保育所の再編	令和８年度より市内小学校５校が１校に統合され、義務教育学校が開校することに伴い、現在小学校区ごとに開設している学童保育所においても、義務教育学校内に１か所、北地区に１か所として再編を行い、児童の安全と育成を図る機能を維持していく。	子育て支援課子ども保育係
延長保育（学童）	市内の学童保育所で午後７時まで保育を行う。保育料は別途徴収。	子育て支援課子ども保育係

（エ）子どもの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	担当部署
放課後子ども教室	行政、学校、地域住民、学童保育関係者などにより組織された運営委員会で事業計画を策定し、コーディネーター（社会教育主事）を中心に地域住民や保護者を指導員やサポーターに迎え、学童保育と連携し、様々なスポーツや文化活動、地域住民との交流を実施する。	社会教育課社会教育係

【放課後子ども教室】

④　子どもの社会体験の充実

【施策の方向性】

令和２年度の文部科学省による調査（※）では、小学生のころに自然体験や社会体験、文化的体験等の体験活動、読書、お手伝いを多くしていた子どもは、その後、高校生になり自尊感情や外向性、精神的な回復力といった項目について高い意識をもつ傾向がみられる結果となっています。子どもにとって、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があると考えられ、仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、異なる他者と協働する能力等を育むためには、様々な体験活動の機会を設けることで良い影響を与えることが期待されます。

本計画期間においては、自然体験や国際交流体験、スポーツ活動を通じて、自然を大切にする心の育み、外国の文化に対する理解の促進、健康増進や体力向上だけではなく、仲間と一緒にプレーすることによる協調性やコミュニケーション能力の育成を図り、子どもの健全な心身の成長が促されるよう支援に努めていきます。

※文部科学省「令和２年度　青少年の体験活動に関する調査研究」

（ア）自然体験・国際交流体験への参加促進

事業名	事業内容	担当部署
ジャリン子四季体験塾	すながわ子どもセンター協議会が主催者となり、四季を通したふれあい体験学習を実施する。また、地域の協力によりリングプル運動を実施する。	社会教育課社会教育係
国際交流ふれあい事業	国際交流ふれあい委員が中心となり、外国語指導助手を活用し体験活動や交流活動を行う。	社会教育課社会教育係

【ジャリン子四季体験塾】

【国際交流ふれあい事業】

（イ）スポーツ活動への参加促進

事業名	事業内容	担当部署
親子わいわいすぽーつらんど	講師（地域おこし協力隊、スポーツ推進協力員等）の指導のもと、幼児が親と一緒に運動を行う。	スポーツ振興課振興係
少年スポーツ教室	少年スポーツ教室について、各競技連盟に委託のうえ開催する。	スポーツ振興課振興係
地域サークル活動推進事業	サークル団体が運営委員会を組織し、自主管理・自主運営のもと文化、スポーツ、レクリエーション活動を行う。	社会教育課社会教育係

（ウ）社会体験の機会確保

事業名	事業内容	担当部署
子ども職場体験活動	家庭教育サポート企業の協力を得て、低学年、中・高学年ごとに職場の見学や簡単な業務・作業を体験する。	社会教育課社会教育係

⑤　配慮が必要な子どもへの支援

【施策の方向性】

成長･発達に心配な点がある子どもに対し、療育活動等を行う児童発達支援サービス（未就学児）及び放課後等デイサービス（就学児）の受給者数の状況について、平成 30 年度と令和５年度を比較すると、児童発達、放課後等デイともに増加しています。特別支援学級の在籍者数を同様に比較した場合においても、小学校、中学校ともに増加しています。また、文部科学省の調査（令和４年）では、通常学級における学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の推定値は小学生が 10.4%、中学生が 5.6% となっています。

本計画期間においては、配慮が必要となる子どもへの対応として、就学前から就学後にかけて、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容を切れ目なく引き継がれる体制を確保しながら、早期療育の継続的な実施、保護者からの相談体制の充実、保護者に対する経済的な支援などを実施することで、子どもの成長・発達を促していくとともに保護者の負担軽減に努めていきます。

（ア）就学前の支援

事業名	事業内容	担当部署
保育所における障がい児保育	市内の３保育所で、障がいの程度に応じて保育士を加配し、集団保育の中で障がい児保育を行う。	子育て支援課子ども保育係
児童発達支援	対象児童及び保護者に一緒に通園してもらい、指導員が日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練、保護者に対する助言などの支援を行う。	子ども通園センター
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設を訪問し、その施設に通う障がいのある子どもや職員に対して、集団生活に適応するための支援を行う。	子ども通園センター
子ども通園センター交通費助成事業	自宅より子ども通園センターまで、療育指導を受けるために通う公共交通機関の往復交通費の一部を申請により支給する。	子育て支援課子育て支援係
肢体不自由児療育訓練事業	関係機関の理学療法士により、運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童に訓練を行う。また、今後は言語発達に遅れがみられる児童に対しても、言語聴覚士により、療育訓練を行う。	子育て支援課子育て支援係
肢体不自由児療育訓練交通費助成事業	自宅より訓練を行う施設まで、ハイヤー料金の一部を申請により支給する。	子育て支援課子育て支援係
小学校・保育所・幼稚園による就学児童の引継ぎ	保護者の了承を得て、保育士、幼稚園の教員、指導員、入学する小学校の教員、保健師、教育委員会が、当該就学児童についての引継ぎを行う。保育所では保育要録、幼稚園では指導要録を作成し小学校へ引継ぐ。通園センターでは保護者を対象とした就学に向けた学習会を開催する。	教育委員会指導参事・子ども通園センター

（イ）就学後の支援

事業名	事業内容	担当部署
通級指導教室	通常学級に在籍しながらも、心身の発達や成長に遅れや心配がある子どもに対し、困難の改善・克服のための指導を行う。	学務課総務係
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇において、学校教育の場以外でも訓練などの支援を行う。	子ども通園センター
特別支援教育支援員配置事業	通常学級に在籍しながらも、心身の発達や成長に遅れや心配がある子どもに対し、集団の中で学習する上で必要な支援を行う。	学務課学校教育係
学童保育所における障害児保育	学童保育所において、集団保育の中で障がい児保育を行う。	子育て支援課子ども保育係

（ウ）障がいのある子どもへの給付等（障がい児福祉計画の推進）

事業名	事業内容	担当部署
日常生活用具費の助成	特殊マットなど対象者からの申請に対して給付・貸与に係る費用を助成する。（基準額内：自己負担有）	社会福祉課社会福祉係
補装具費の助成	義肢・義眼・車椅子などの補装具が必要と判定された児童に対して給付・修理・借受に係る費用を助成する。（基準額内：自己負担有）	社会福祉課社会福祉係
障がい児福祉サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、行動援護、短期入所などの障がい児への福祉サービスについて、申請に基づき支給の可否を決定し、受給決定者は事業者を選択して利用する。	社会福祉課社会福祉係
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	社会福祉課社会福祉係
特別児童扶養手当支給事業	知的又は身体的に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している者が、特別児童扶養手当を受けようとするときに、相談に応じるとともに申請を受ける。	子育て支援課子育て支援係
障害児福祉手当支給事業	在宅の重度の障がい児であって、日常生活において常時介護を必要とする当該児童の保護者へ手当を支給する。	社会福祉課社会福祉係
重症心身障害児等通園施設交通費助成事業	自宅より重症心身障がい児通園施設（北海道が設置する重症心身障がい児等通園施設）に通う場合、通園施設が運行する送迎バス料金の一部を助成する。	社会福祉課社会福祉係
特別支援学級就学扶助	審査該当となった保護者に学用品費、校外活動費、修学旅行費等の扶助を行う。	学務課学校教育係

⑥　保育士・教職員等の資質の向上

【施策の方向性】

近年、「デジタル技術で社会や生活の形をより良いものに変革する」ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進が定着し、市内保育所や幼稚園においてもＩＣＴソフトを導入することで、業務の効率化を図りながら保育・幼児教育に係る質の向上を目指すとともに、感染症の予防対策などチームとして取り組む課題について組織的な研修を行うなど、資質の向上に努めています。

また、小中学校においても、デジタル教材の使用やオンライン学習など、質の高い教育を実践するための取組を進めるとともに、令和８年度からの義務教育学校の開校に向けて、令和７年度より９年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育を推進し、中学校教員の乗り入れ授業や小中学校教員の合同研修会を実施しています。

本計画期間においては、保育士や教職員等が各種研修機会へ積極的に参加することや、関係者間の連携・協力を強化していくことで、より一層の資質の向上及び求められる課題への対応力・解決力の伸長に努めていきます。

事業名	事業内容	担当部署
保育所 ICT システムの活用	各保育所にて ICT システムを活用することで、児童の欠席連絡、登降園管理、保育所からのお知らせ等の迅速な情報伝達を行い、保護者の利便性の向上と保育の質の向上を図る。	子育て支援課子ども保育係
保育士の資質向上	職場内研修を積極的に行うとともに、北海道社会福祉協議会などが主催する保育士等を対象とした各種の職場外研修に参加する。	子育て支援課子ども保育係
幼稚園 ICT システムの活用	各小中学校及び保育所と同様の ICT システムを活用することにより、園児の欠席連絡、登降園管理、幼稚園からのお知らせ等の迅速な情報伝達を実現し、保護者の利便性向上が図られる。 ※初期導入費用について令和６年度に補助を実施している。	学務課総務係
小中学校 ICT システムの活用	各小中学校にて ICT システムを活用することで、児童生徒の欠席連絡、スクールバスの乗降管理、学校からのお知らせ等の迅速な情報伝達を行い、保護者の利便性の向上と教育の質の向上を図る。	学務課総務係
子ども通園センター ICT システムの活用	ICT システムを活用することで、児童の登所等に関する利用管理、療育関係書類の作成、給付管理事務等をデジタル化するとともに、保護者への情報伝達をより正確かつ簡便に行うことを実現し、保護者の利便性の向上と療育の質の向上を図る。	子ども通園センター

事業名	事業内容	担当部署
地域療育推進協議会	２市４町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）により構成する協議会において、障がい児療育等の企画調整、実態把握及び情報交換などを実施する。また、保護者や関係機関の支援者を対象に研修等を実施し、支援に対する理解を深め資質の向上を図る。	子ども通園センター
教職員等の資質の向上	各学校における研修、市教育委員会による研修、道教委等の主催による研修、その他教育機関等による研修への参加により、教職員の資質向上を図る。	教育委員会指導参事

2　保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

①　子育てに関する相談体制・学習機会の充実

【施策の方向性】

アンケート調査における「子育ての悩みを気軽に相談できる場がある」という質問の回答について、「とてもそう思う」「そう思う」の合計が就学前保護者で 32.1%、小学生保護者で 44.8%となっているのに対し、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計は就学前保護者で 40.5%、小学生保護者で 32.9%を占め、現状として「子育ての相談ができる場」については課題が残る結果となっています。

本市では子育てに関する相談体制として、ふれあいセンターで実施している子育て世代包括支援センター事業や、子育て支援センター、家庭児童相談室、保育所の園開放事業など様々な機会や窓口を設けていますが、その一方で、子育てに関する悩みをどの窓口に相談すれば良いのか、わかりにくい状況となっていました。

本計画期間においては、令和７年度から子育て世代包括支援センター事業と子育て支援課で相談対応を実施している児童福祉機能を一体とした総合相談窓口として「子ども家庭センター」を市役所庁舎内に設置し、保健師等を配置することで母子保健から児童福祉に関する内容まで一体的な相談対応が可能となる体制を構築し、積極的な相談体制をとなるよう努めます。また、情報化社会の進展に伴い、現在はインターネットやＳＮＳなど子育てに関する情報を容易に取得できる環境が整っていますが、より確かな情報を「直接見聞したい、学びたい」という保護者のニーズに応えるため、市からの情報発信及び学習機会の提供に努めていきます。

（ア）子育て相談に関する総合窓口の設置

事業名	事業内容	担当部署
子ども家庭センター	令和７年度から子ども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供できる体制を整備するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ相談窓口となるよう取り組む。	子ども家庭センター

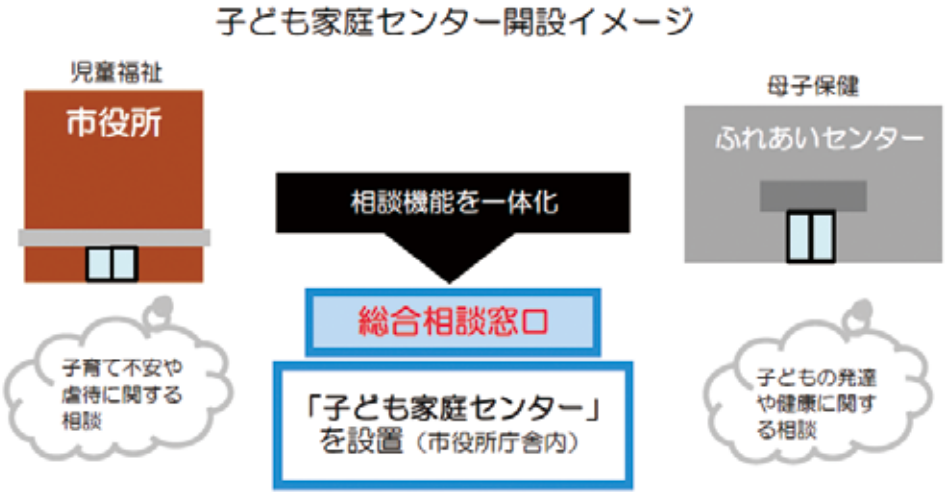

（イ）地域に密着した子育て相談の実施

事業名	事業内容	担当部署
家庭児童相談	家庭児童相談員を配置し、児童養育など家庭からの相談に応じ助言・指導を行うとともに、児童相談所、民生児童委員等と連携を取り、問題解決や児童の保護を図る。	子育て支援課子育て支援係
巡回児童相談	岩見沢児童相談所の職員（児童福祉司等）が、保護者からの相談に対して、専門的な診断を実施するとともに助言を行う。	子育て支援課子育て支援係
保育所（園）開放事業	保育所（園）に通所していない児童が、同じ年齢のクラスの園児と一緒に遊び、保育を体験する。保護者には、保育の様子を見てもらうとともに、育児相談への対応や保護者同士の交流の場とする。	子育て支援課子ども保育係

（ウ）子育てに関する情報発信

事業名	事業内容	担当部署
子育て支援のしおりの発行	子どもの生まれた世帯及び転入した子育て世帯に対し、市の子育て支援サービスを紹介したしおりを配布し、保護者に対する情報提供、支援を行う。	子育て支援課子育て支援係
子育て支援センター情報紙の発行	子育て支援センターの事業の周知や子育てに関するワンポイントアドバイスを掲載した、「おたより」を定期的に発行することで、保護者に対する情報提供を行う。また、市ホームページにも掲載し周知する。	子育て支援センター
病児・病後児保育施設情報紙の発行	市内保育施設等に通う家庭に対して、病児・病後児保育施設の利用状況や感染症の注意喚起を図るなど、「おたより」を毎月発行することで、保護者に対する情報提供を行う。また、市ホームページにも掲載し周知する。	子育て支援課子ども保育係
オアシス通信の発行	市民自らが学習意欲を高め、主体的に学習活動に参加することができるように、市民に親しみと関心の持てる生涯学習に関する情報を、各保育所、幼稚園、各小中高等学校の全児童生徒、関係機関等への配布、各町内会での回覧により提供する。また、オアシス通信を通して各団体と社会教育行政の関係を強化していく。	社会教育課社会教育係

【子育て支援のしおり】【子育て支援センター情報紙】　【オアシス通信】　【病児・病後児保育施設情報紙】

（エ）子育てに関する学習機会の提供

事業名	事業内容	担当部署
いきいき家庭セミナー	各小中学校で次のような内容の講演会や講座を開催する。 • 親（保護者）の家庭教育、地域の教育が充実するためのもの • ＰＴＡの連携や運営力を向上させるもの • 家庭と地域との連携を強化し、交流の機会を提供するもの	社会教育課社会教育係
家庭教育支援事業	子どもをもつ保護者の心身のリフレッシュと、子育てに役立つ知識を得ることができる講座を、子どもを預かりながら実施する。	社会教育課社会教育係
子育てに関する講習会等の実施	子育て支援センター利用者を対象に、乳幼児の救急救命に必要な基礎知識を習得する講習会を実施する。	子育て支援センター

（オ）子育てに関する相談機会の提供

事業名	事業内容	担当部署
ペアレントメンター派遣事業の活用	北海道において実施している、発達障がいのある子どもを持つ親の相談相手となるペアレントメンター（同様に障がいのある子どもを育てた経験がある親）派遣事業について周知し、保護者の相談機会の充実を図る。	社会福祉課社会福祉係

②　子育てに対するサポート体制の確保

【施策の方向性】

アンケート調査における「お子さんをみてもらえる親族･知人の有無」に対する回答では、日常的あるいは緊急時にみてもらえる親族や友人・知人の「いずれもいない」が就学前保護者で 11.6%、小学生保護者で 10.8%とどちらも約１割を占める結果となり、「不定期に利用したい一時預かり事業」として、「ファミリー・サポート・センター」を希望する回答が就学前保護者で 14.7%ありました。

本計画期間においては、従前から実施している通常保育、延長保育、（保育所･幼稚園の）一時預かり、病児・病後児保育、学童保育など様々な事業を継続することで、安全で安心して子どもを預けられる環境を維持するとともに、補完する役割としてファミリー・サポート・センター事業についても引き続き実施することで、地域における相互援助活動に努めるとともに、地域全体で子育てをサポートする体制を確保していきます。

事業名	事業内容	担当部署
ファミリー･サポート･センター事業	急な残業時や、保育所や習い事への送迎時などといった突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織を運営し、依頼に応じて協力会員による保育を実施するなど、子育て中の保護者の育児をサポートする。（料金は、別途徴収する。） また、安心して事業を利用できるよう１歳６か月児の保護者に対して、４時間分のお試しクーポンを配布する。	子育て支援センター

【ファミリー・サポート・センター事業】

③　母子保健サービスの充実

【施策の方向性】

アンケート調査における「妊娠中の困ったことやつらかったこと」に関する就学前保護者の回答では、「つわり等の体調不良」が 61.8%、「精神的な不安定」が 31.7%と高い割合を占めており、妊娠中における心身の健康状態に対するサポートの必要性がうかがえます。また、令和５年度における乳幼児健診の有所見率（精密検査につなげていく、要観察の対象とするなど検査後の支援が必要と考えられる子どもの割合）は 30%台で、母子保健の観点から、３割以上の家庭について出産後も子どもの成長段階を見守っていくことが必要な状況となっています。

本計画期間においては、特定不妊治療の一部が医療保険適用された以降に設けた自己負担額や先進不妊治療費への独自の助成制度を継続し、出産を希望される世帯への経済的支援を行うとともに、妊娠初期から出産後も保健師が面談等を通じてアドバイス等を行う伴走型相談支援事業も引き続き取り組んでいきます。また、出産後における心身の休養と育児支援や授乳ケア等を行う産後ケア事業を拡大して継続実施します。乳幼児健診では医療機関で受診する１か月児健診について、令和６年度から費用の助成を開始しており、令和７年度からは母子健康手帳のデジタル化として、アプリによる成長記録の管理、子育てに係る情報発信などを実施していく予定であり、安心して子どもを産み育てられる環境をより充実することで、母子保健に係る切れ目のない支援に努めていきます。

（ア）妊娠・出産期における支援

事業名	事業内容	担当部署
特定不妊治療費助成事業	不妊治療のうち医療保険適用体外受精及び顕微授精に要する治療費の自己負担分（高額療養費制度を適用した後の額）を助成する。第２子以降も同様に最大６回（40 歳以上の場合は３回）まで助成する。また、男性不妊治療も対象とする。	ふれあいセンター保健予防係
先進不妊治療費等助成事業	医療保険適用となる不妊治療（生殖補助医療）と併用して、医療保険対象外となる先進医療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、１回の治療当たり自己負担額の７割（３万５千円を上限）及び自宅から治療を受けた医療機関までの距離に応じて交通費の一部（1 回の治療につき上限５回）を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
母子健康手帳アプリの導入	妊娠期から切れ目なく継続した成長記録の管理及び子育て関する情報発信を行うことができる母子健康手帳アプリを導入し、子育て世帯の利便性向上を図る。	ふれあいセンター保健予防係
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談等により妊娠・出産・子育てに関わる必要な情報を提供するとともに、支援や相談に応じる。	ふれあいセンター保健予防係

事業名	事業内容	担当部署
母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業	妊娠届出時、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票 14 枚に加え、市独自に超音波検査及び 15 回目以降の妊婦健診への助成を拡大して補助券を発行し、健診の受診を促す。健診は委託医療機関において実施しているが、道外など委託契約を締結できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで対応する。	ふれあいセンター保健予防係
マザークラス等参加費助成事業	市立病院で行われているマザークラス等（前中期と後期）への参加費について、クーポン券を発行して各１回ずつ助成する。（母子健康手帳交付時、転入の方はセンターでの手続き時にクーポン券を発行する）	ふれあいセンター保健予防係
陣痛タクシー利用助成事業	協定を締結しているタクシー事業所に事前登録をした妊婦を対象に、陣痛が始まり受診が必要になった際に、24 時間優先配車で自宅から市立病院までの費用を全額助成する。	ふれあいセンター保健予防係
妊婦歯科健康診査	妊娠届出時に１人１回分の妊婦歯科健康診査受診票を発行し、市内歯科医院において実施する歯科健診の費用を助成する。	ふれあいセンター保健予防係

（イ）出産後における支援

事業名	事業内容	担当部署
新生児聴覚検査助成事業	生後間もない新生児に対する聴覚障がいの早期発見につながるよう聴覚検査の費用を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を訪問し、発達状況を保護者とともに確認し必要な支援を行う。また、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図る。	ふれあいセンター保健予防係
１か月児健康診査助成事業	乳児の成長発達の確認、疾病等の早期発見・早期治療につなげ、健康の保持増進を図るため医療機関で行う１か月児健康診査を受ける乳児の保護者に対し、健診に要する費用を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
乳児（３か月、６か月）健康診査	身体計測・医師診察・栄養指導・保健指導を実施し、支援の必要なケースには、子育て支援センターなど関係機関と連携しながら、継続して支援を行う。離乳食講習会及びブックスタート（図書館主催）も同時実施している。	ふれあいセンター保健予防係
１歳６か月児・３歳児健康診査	身体計測・歯科検診・内科健診・屈折検査機器による視覚検査（３歳児健診時）・栄養指導・歯磨き指導・保健指導・遊びの提供などを実施し、支援の必要なケースには、子ども通園センターや子育て支援センターなど関係機関と連携しながら、継続して支援を行う。また、希望者にはフッ素塗布も同時実施する。	ふれあいセンター保健予防係
産後生活習慣病予防健診事業	妊娠糖尿病を含む高血糖や妊娠高血圧症候群を発症している妊婦が一定数いることから、自身の健康状態を知り、生涯にわたる生活習慣病予防の意識の向上と生活習慣の改善、振返りの機会のため、子どもが１歳６か月児健診を受ける母親を対象として、市内医療機関で実施する健康診査の費用を助成する。また、健診後に健康相談、栄養相談を実施する。	ふれあいセンター健康増進係
産後ケア事業	出産又は出生後１年を超えない母子を対象に、母親の心身の休養と授乳などの育児支援や発育確認を行う。宿泊型と通所型があり、委託する医療機関等において利用ができる。利用したケアに係る費用の一部を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
１歳児パクパクひろば	身体計測・育児交流・離乳食の試食と栄養指導・歯磨き指導・生活面の保健指導等を集団で実施する。また、必要に応じて個別相談も実施する。	ふれあいセンター保健予防係
フッ素塗布事業	歯科検診・指導・予防処置としてのフッ化物歯面塗布を実施し、費用を全額助成する。	ふれあいセンター保健予防係

事業名	事業内容	担当部署
フッ化物洗口推進事業	対象施設において、フッ化物によるうがいを、週１回集団で実施する費用を全額助成する。また、保育所・幼稚園において、歯科衛生指導を行う。	ふれあいセンター保健予防係

④　乳幼児・小児に関する保健・医療の推進

【施策の方向性】

アンケート調査における「子育てに関する悩みや不安」についての回答の中で、「病気や発育･発達」という回答は就学前保護者で 39.8%、小学生保護者で 24.5%と回答率が高く、多くの保護者が子どもの健康や成長について心配している状況がうかがえます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和２年度から５年度にかけて当該ワクチン接種が臨時接種として実施され、成人のみならず、乳幼児・小児についても保健・医療の体制を維持しながら、感染症予防対策など適切な対応を図ることが求められています。

本計画期間においては、定期接種に位置付けられている乳幼児・小児への予防接種が適切に行われるように、各種健診事業等を通じて保護者への働きかけを積極的に行うとともに、任意接種である新型コロナウイルスやインフルエンザのワクチン接種についても費用助成を実施することで、感染予防に対する家庭への支援に努めていきます。また、休日の診療体制としての在宅当番医制を継続するとともに、二次救急医療として近隣を含む公立病院による輪番制の小児救急医療を確保していきます。

事業名	事業内容	担当部署
予防接種事業	空知医師会の協力のもと、定期予防接種については、市内各医療機関で実施する。 ロタ･ヒブ･小児用肺炎球菌･Ｂ型肝炎･ＢＣＧ･５種混合･４種混合・２種混合・麻しん風しん混合・水痘・子宮頸がん予防ワクチン・日本脳炎を個別接種として実施するとともに、新しいワクチンの定期接種化があれば、随時周知対応していく。 任意予防接種については、インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチンの予防接種費用を助成する。	ふれあいセンター保健予防係
若年者生活習慣病予防健診事業	生活習慣病の発症が若年化していることから、早期より自身の健康状態を理解し、生涯にわたる生活習慣病の予防へ繋げていくため、小学５年生と中学２年生を対象として、市内医療機関で実施する健康診査の費用を一部助成する。また、健診後に本人と保護者に対し、健康相談、栄養相談を実施する。	ふれあいセンター健康増進係
小児医療の確保	市立病院では周産期の中心医療機関として、平成 16 年度には産婦人科医師・小児科医師の増員が図られている。休日の診療体制は初期救急医療として空知医師会の協力を得て在宅当番医制で実施するとともに、市立病院でも休日夜間の初期救急医療を担っている。また、二次救急医療としては、市立病院、あかびら市立病院、滝川市立病院の３病院が輪番制で小児救急医療を担っており、小児科医師の院内待機あるいはオンコール制で対応する。	ふれあいセンター管理係・市立病院

⑤　食育の推進

【施策の方向性】

市内の小中学生に係る食生活や健康状態についての直近のデータをみると、「朝食を食べない」（※１）小学５年生は０％、中学２年生は 4.3％で、全国平均と比較すると小学生は下回っていますが、中学生は上回っています。中等度・高度肥満傾向児の出現率（※２）では、小学５年生が男子 9.3％・女子０％、中学２年生が男子 7.1％、女子 2.3％で、全国平均と比較すると、小中学生ともに女子は下回っていますが、男子は上回っています。どちらのデータも調査年度によって全国平均との増減が変わってきますが、「朝食を食べない」中学生の家庭があり、小中学生の男子で肥満傾向にある子どもが全国平均より多い傾向は続いています。

本計画期間においては、令和５年度に策定した「健康すながわ２１（第３次）」の中に、「砂川市食育推進計画」を包含していることから、当該計画の中で課題として位置づけた、乳幼児期の離乳食や幼児食が発育面や味覚の形成、適切な食習慣の形成につながるため、発育・発達に合わせた栄養指導を行うこと、学齢期のうちから成人期以降にも実現できる適切な食習慣を身に付けることを目指し、家庭における食育の推進や学校教育における食に関する指導に努めていきます。

※１：令和６年度「全国学力・学習状況調査」　全国平均…小学５年生 1.7％、中学２年生 2.8％

※２：令和５年度「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」
全国平均…小学５年生男子 7.0％・女子 4.0％、中学２年生男子 5.6％、女子 3.0％

（ア）家庭における食育

事業名	事業内容	担当部署
離乳食講習会	乳児健診において、個別の栄養相談のほかに、離乳食導入から中期にかけての見本を展示しその試食を通して、離乳の進め方や味付けなどを具体的に学習する。また、離乳食の調理に不安のある方には、個別に離乳食の調理実習を行う。	ふれあいセンター保健予防係

（イ）乳幼児の食育

事業名	事業内容	担当部署
保育所・幼稚園における食育	保育や幼児教育の一環として、「食」に関する指導や、様々な体験活動などを通して規則正しい食生活や偏食の防止など「食」の大切さを伝える。	子育て支援課子ども保育係

（ウ）学校教育における食に関する指導

事業名	事業内容	担当部署
小中学校における食に関する指導	各学校において、学校教育目標に基づき、食に関する指導の基本的な考え方、指導方針を明確にし、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校教育活動全般を通して、食に関する指導の充実を図る。	教育委員会指導参事
保護者が考えた献立に基づく給食	各学校保護者（ＰＴＡ）が考えた献立に基づいて給食を実施する。	学校給食センター管理係

⑥　子育て世帯に対する経済的支援

【施策の方向性】

アンケート調査における「望ましい子育て支援施策」に対する回答では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前保護者で 76.1％、小学生保護者で 81.5％といずれも最も高い回答率となっています。３年前の全国的な調査（※）ですが、予定こども数が理想こども数を下回る夫婦における、理想こども数をもたない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（52.6％）が最も多い回答結果なっており、子育て世帯にとって子どもの成長に伴い家計の支出額が増えていくことは切実な問題となっていることがうかがえます。

本計画期間においては、令和５年度から従前の「乳幼児等医療助成事業」を「子ども医療費助成事業」に変更し、新たな制度設計のもと、医療費無料化の対象を６年度から高校生年齢相当にまで拡大するなど大幅な拡充を図った負担軽減策を継続させていきます。また、５年度から小中学校における給食費の無償化を実現するとともに、６年度から保育所の副食費の無償化や幼稚園等の副食費助成、乳児のおむつクーポン券を乳児すこやか応援クーポン券にリニューアルのうえ使用できる対象品目を拡大するなど、今後も効果的な施策を継続的に実施することで、保護者にとって経済的負担の軽減を実感できるように努めていきます。

（※）国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021 年）

（ア）医療費の助成

事業名	事業内容	担当部署
子ども医療費助成事業	申請により 18 歳以下（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）の者の医療費を全額助成。	市民生活課保険係
未熟児養育医療給付事業	申請により対象となった未熟児の入院医療費を助成。（指定医療機関のみ）	市民生活課保険係
自立支援医療（育成医療）事業	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。 自己負担額として原則１割負担。世帯の所得の状況により負担上限月額を設定。	社会福祉課社会福祉係

（イ）手当等の支給

事業名	事業内容	担当部署
児童手当支給事業	児童を養育する者の申請により、対象となった者に児童手当を支給する。令和６年 10 月より対象児童が高校生年代まで拡充されている。	子育て支援課子育て支援係
災害遺児手当支給事業	遺児を養育している者の申請により、受給資格の認定を受けた者に災害遺児手当を支給する。	子育て支援課子育て支援係
乳幼児紙オムツ等処理用指定ごみ袋配付事業	紙オムツの処理などにごみ袋を使用することが多いと見込まれる乳幼児の保護者に対し、指定ごみ袋を無料配付する。（最大年 120 枚×３年間）	市民生活課環境衛生係
乳児すこやか応援クーポン券支給事業	市内の指定取扱店において子育て関連用品の購入に使用できるクーポン券を乳児１人につき月額 4,000 円分、最大 12 か月分を支給する。原則、ふれあいセンターで実施している乳児家庭全戸訪問事業の際にクーポン券を支給する。	子育て支援課子育て支援係
ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業	小学生以下の子どもをもつ世帯を対象に北海道子どもの国の有料施設であるふしぎの森の利用料無料クーポンを１世帯当たり 10 枚支給する。	子育て支援課子育て支援係

【乳児すこやか応援クーポン券】

【ふしぎの森利用料無料クーポン券】

（ウ）保育費用等の軽減・学校給食費の無償化

事業名	事業内容	担当部署
保育料軽減	０～２歳児の保育料について全ての階層で一律 10％減額する。	子育て支援課子ども保育係
多子世帯保育料負担軽減	保育所入所において第１子とする年齢制限を撤廃し、国基準以上となる年収 360 万円以上の世帯においても、保育料を第２子は半額、第３子は無料とする。	子育て支援課子ども保育係
保育所給食費無償化事業	３～５歳クラスの児童の副食費を無償化し、０～２歳クラスの児童の給食費相当分を保育料から減額する。	子育て支援課子ども保育係
幼稚園等副食費助成事業	市内に住所を有し、かつ市内外の幼稚園又は認可外保育施設に通う児童の副食費（施設で提供されるものに限る）を、国が示す公定価格における副食費徴収免除加算を上限に実費額を助成する。	子育て支援課子ども保育係
学校給食費無償化事業	保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、小中学校の学校給食費を無償化する。	学校給食センター管理係

３　社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支えあうまちづくり

①　安全・安心な子育て環境の整備

【施策の方向性】

アンケート調査における「望ましい子育て支援施策」に対する回答では、「子育てのための安心、安全な環境整備」が就学前保護者で 63.3%、小学生保護者で 65.0%といずれも２番目に高い回答率となっています。また、母親の就労状況に関する回答では、「フルタイム」は就学前で 45.6%、小学生で 50.3%となっており、この結果は５年前の同調査に比べてそれぞれ 10 ポイント以上伸びていることから、働く女性の増加あるいは就業時間数の増大がうかがえます。

本計画期間においては、本市には北海道こどもの国を始めとした緑豊かな都市公園が多数ある中、散歩や子どもの遊び場により適した環境となるよう求める意見（アンケート調査の自由記載欄）も寄せられており、今後も使いやすい施設を目指して着実に整備を進めていきます。子どもに係わる「安全面」では、子どもを交通事故から守る交通安全運動を推進するとともに、地域における防犯意識の高揚が図られるよう、防犯灯などハード面の整備と「あいさつ運動」などソフト面の啓発に取り組んでいきます。保護者が安心して子どもを預けられる環境整備については、保育所や学童保育所等における受け入れ体制の確保を図るとともに、職場における育児休業の取得促進など労働環境の改善に向けた普及・啓発に努めていきます。

（ア）仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業名	事業内容	担当部署
職場における子育て家庭の労働環境の改善促進	関係機関と連携して「育児・介護休業制度」や「育児短時間勤務制度」の啓発・普及に努める。	商工労働観光課企業労政係
女性の労働支援	「女性差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」の法律等に基づき、関係機関と連携して啓発・普及に努める。	商工労働観光課企業労政係

（イ）子育てに適した都市環境の整備

事業名	事業内容	担当部署
使いやすい公園の整備	子育て世帯が安心して使えるように身近にある街区公園の整備と適正な維持管理を行う。	土木課都市計画係
公営住宅の管理	公営住宅等長寿命化計画に基づき、引き続き良質な住宅を提供するとともに、公営住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う公園・遊具などの維持管理を行う。	建築住宅課住宅係

（ウ）交通安全の推進

事業名	事業内容	担当部署
チャイルドシートの貸し出し	希望する市民に対して、６か月を限度にチャイルドシート等の無料貸し出しを行う。	市民生活課生活交通係
交通安全教室	仮設信号機や交通標識などを活用して、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方を指導する。	市民生活課生活交通係

（エ）防犯意識の高揚・非行化の未然防止

事業名	事業内容	担当部署
防犯灯の設置、維持費の補助	町内会等が設置する防犯灯の設置及び維持費（電気料）を補助する。	市民生活課生活交通係
砂川市青少年指導センター	指導センター推進員会議を開催する。（年７回実施し、情報交換や問題点の協議を行う） 指導協力員、少年補導員、警察の協力を得て、祭典や市民行事の際に巡回指導を行うとともに、「校外生活の心得」の作成と配布、子ども 110 番の家との連携により情報提供を行う。	社会教育課社会教育係
子ども 110 番の家	通学路ごとに「子ども 110 番の家」を指定し、児童生徒の保護及び警察への通報、関連情報の提供を要請するとともに、児童生徒にその所在及び避難・危険回避の方法について周知指導する。	社会教育課社会教育係
「あいさつ運動」の推進	あいさつ運動強調週間の実施（春季、秋季の年２回）、物品の貸与（のぼり、腕章、たすき）、各実施団体や参加者の計画に基づいた自主的・日常的な活動、学校における児童会（生徒会）やＰＴＡ等を中心としたあいさつ運動、日常における家庭でのあいさつの励行、地域における自主的な活動を推進する。	社会教育課社会教育係

②　児童虐待防止対策の充実

【施策の方向性】

全国の児童相談所が児童虐待について相談対応した件数は、毎年度増加している傾向にあり、令和４年度の実績では約 21 万４千件となっていますが、この件数は 10 年前（平成 25 年度の約７万４千件）の約３倍という状況にあります。相談対応件数が増加した背景としては、身体的な虐待だけではなく、子どもの目の前で配偶者へ暴力を振るうなどの心理的虐待、長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠るネグレクトなども虐待行為に当たることへの理解が進み、通告件数が増えたことなどが挙げられますが、重大かつ深刻な事案も日々伝えられています。

本市においては、年度による増減がありますが、令和５年度の実績では７世帯・12 人の児童に対する虐待通告があり、当該世帯への家庭訪問や関係者によるケース会議の開催などそれぞれ必要な対応を図るとともに、継続的に家庭の状況の把握に努めていきます。また、アンケート調査では「保護者自身が悩み・不安に感じること」について、「ストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまう」という回答が就学前保護者で 3.1％、小学生保護者で 2.8％あり、３％前後ではありますが着目すべき結果となっています。児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、「虐待の世代間連鎖」を引き起こす可能性もあることから、児童虐待を未然に防止するため、今後においても継続した取組を推進していきます。

本計画期間においては、令和７年度から子ども家庭センターを立ち上げることで相談体制の拡充を図ります。また、児童虐待の早期発見・対応のため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の各種訪問事業の活用を図るほか、児童相談所、民生児童委員、警察等が参画する「砂川市要保護児童対策地域協議会」ネットワークの充実・強化を図るとともに、児童虐待に関する未然防止の普及・啓発に一層注力し、仮に事案が発生した場合にも関係者間の連携・協力が現行以上に迅速かつ効果的な対応となるよう努めていきます。

（ア）児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応

事業名	事業内容	担当部署
砂川市要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその保護者に関する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援を行う。	子育て支援課子育て支援係

（イ）家庭・地域・学校の相互連携

事業名	事業内容	担当部署
民生児童委員協議会	主に町内会を単位とした市内 54 人の民生児童委員が、日頃から、問題や悩みを持つ家庭からの相談を受け、必要な場合は市に情報提供を行い、３人の主任児童委員と共に支援を行う。	社会福祉課社会福祉係

（ウ）虐待防止の啓発活動

事業名	事業内容	担当部署
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	こども家庭庁が毎年 11 月に実施する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、市内関係機関へポスター・リーフレット等を配布するとともに、ホームページ及び広報紙にて同キャンペーンを周知し、児童虐待防止のための啓発活動に取り組む。	子育て支援課子育て支援係

【虐待防止のための啓発リーフレット】

【オレンジリボンマーク】

③　ひとり親家庭の自立支援

【施策の方向性】

本市における「ひとり親とこども（18 歳未満）」の世帯数を国勢調査でみると、平成 22 年の 239 世帯から令和２年では 196 世帯に減少している状況にあり、主な受給対象がひとり親家庭となっている児童扶養手当の受給対象世帯数についても、平成 28 年度の 201 世帯に対して令和５年度では 126 世帯と減少しています。この背景には、離婚件数の減少傾向や女性の就労状況の変化があると推測されますが、子どもの数自体が減少しているため、国勢調査の結果を割合でみると「18 歳未満世帯員のいる世帯」全体のうち、ひとり親世帯は平成 22 年の 15.6%から令和２年は 18.3%と増加していることとなります。また、厚生労働省の調査（※）では、子どものいる世帯の総所得に関し、母子世帯は全体のおよそ半額にとどまっており、生活意識についても「苦しい」と答えた割合は、「児童のいる世帯」54.7%に対し「母子世帯」は 75.2%と高くなっています。

本計画期間においては、ひとり親世帯に対する施策として、相談窓口となる母子・父子自立支援員を継続的に配置することで、様々な悩みや不安に対する寄り添った対応を図るとともに、生活面での援助となる児童扶養手当や就労に向けた資格取得を助長する訓練給付金の支給によって自立支援に努めていきます。

（※）総所得関連：厚生労働省「2022（令和４）年国民生活基礎調査」…所得は令和２年１年間の所得。
生活意識関連：厚生労働省「2022（令和４）年国民生活基礎調査」

（ア）手当等の支給

事業名	事業内容	担当部署
児童扶養手当支給事業	母子・父子家庭等で児童を養育している者の申請により、受給者資格及び児童扶養手当の額について認定を行い、対象となった者に児童扶養手当を支給する。	子育て支援課子育て支援係
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	資金の種類は 13 種類あり、対象者、償還、利子についても取扱いが異なるため、制度の説明や相談に応じ、目的に応じた資金の貸付けの申請を受ける。	子育て支援課子育て支援係
ひとり親家庭等医療費助成事業	申請により、ひとり親家庭で 18 歳以下（18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）の者の医療費の全額、18 歳から 20 歳未満（扶養されている場合のみ）の者の医療費の一部、その保護者の医療費（入院のみ）の一部を助成する。（所得制限あり）	市民生活課保険係

（イ）就労等への支援

事業名	事業内容	担当部署
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	資格を取得するため、対象となる教育訓練講座を受講する際に支払った受講費用の一部（60%）を支給する。	子育て支援課子育て支援係

事業名	事業内容	担当部署
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関に修業する際に、生活の負担軽減のため給付金を支給し、さらに市独自で交通費（ＪＲ定期券代）も支給する。	子育て支援課子育て支援係
母子・父子自立支援プログラム策定事業	自立・就労に対する意欲がある児童扶養手当受給者から経済的な相談や就職の相談があった際には、公共職業安定所へ同行するなど、就職に関する助言、指導を行い、自立・就労への支援を行う。	子育て支援課子育て支援係
母子世帯向け住宅の管理	20 歳未満の子どもを扶養している母子世帯について、公営住宅へ入居希望があった際に対応できるよう、市営住宅の一部（三砂団地Ｄ棟３Ｆ６戸）を特定目的住宅として管理する。	建築住宅課住宅係
母子・父子家庭相談	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等からの相談に応じ、助言及び指導を行う。	子育て支援課子育て支援係

④　経済的困難等を抱える家庭への支援

【施策の方向性】

国内における「貧困」の考え方は、国民所得を低い金額から高い金額まで順に並べ、中央値の金額からみて半分未満の所得で生活している状態を指標としていますが、厚生労働省の調査（※）では、日本の子どもの貧困率は 11.5％で、子どもの９人に１人は貧困な生活状況にあることになります。本市では、このような状況を把握できていませんが、国の施策として令和５年度に住民税非課税世帯等へ支給された給付金に関し、18 歳未満の子どもがいる世帯には加算金も支給されており、その実績は非課税世帯が 94 世帯・児童数 157 人、均等割のみ課税世帯が 25 世帯・児童数 45 人となっています。

また、大人が担うべき家事や家族の介助を日常的に行わなければならない状況にあり、本来享受できたはずの自分の時間をもてない家庭環境にあるヤングケアラーについて、アンケート調査では就学前保護者、小学生保護者の両方とも「ヤングケアラーの可能性がある子がいる」という回答が８件あり、市内にも該当する子どもが存在する可能性があることがわかりました。

本計画期間においては、子どもの貧困及びヤングケアラーに関し、経済面を含めた生活上の悩みや問題について相談しやすい体制を確保するとともに、「可能性がある世帯」の情報を関係機関が緊密な連携・協力を図りながら共有していくことが支援に向けた第一歩となることを踏まえ、令和７年度に開設する子ども家庭センターについて、「相談しやすい窓口」としての認知度が高まるように周知・啓発を図りながら、情報共有に向けた包括的な体制が構築されるよう努めていきます。

（※）厚生労働省「2022（令和４）年国民生活基礎調査」…所得は令和２年１年間の所得。

（ア）経済的な支援

事業名	事業内容	担当部署
就学援助制度	審査該当となった保護者に学用品費、通学用品費、修学旅行費等の扶助を行う。	学務課学校教育係
生活保護	申請に基づき審査を行い、必要がある場合、生活扶助などを行う。児童養育加算、教育扶助など子育ての経済的支援がある。	社会福祉課保護係
助産施設措置事業	助産のために市立病院内に２床設ける。出産予定日の 30 日前までに、申請を受け入所承諾をした者に分娩費と出産の日から７日間の入院費を措置する。	子育て支援課子育て支援係

（イ）ヤングケアラーに対する支援

事業名	事業内容	担当部署
ヤングケアラーに関する周知・啓発及び早期発見のための対策	市のホームページ及びこども家庭庁の発行する普及啓発資材等を活用し、学校などの関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーに関する認識を高め、様々な相談窓口があることを周知する。 また、令和７年度に設置する子ども家庭センターにおいて、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、ヤングケアラーと思われる児童を把握した際には、児童福祉法に基づき設置している要保護児童対策地域協議会の機能を活用し、迅速に対応を行う。	子育て支援課子育て支援係

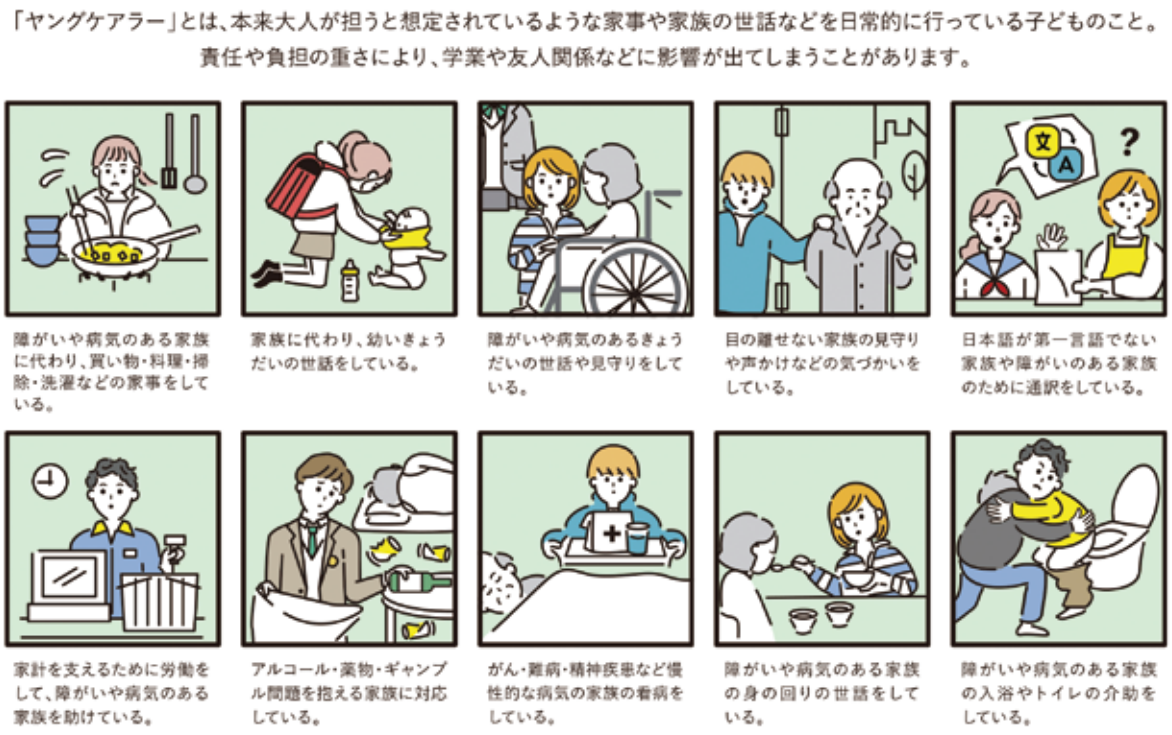

【ヤングケアラーとは】資料：こども家庭庁

第６章　計画の推進に向けて

1　推進体制

子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

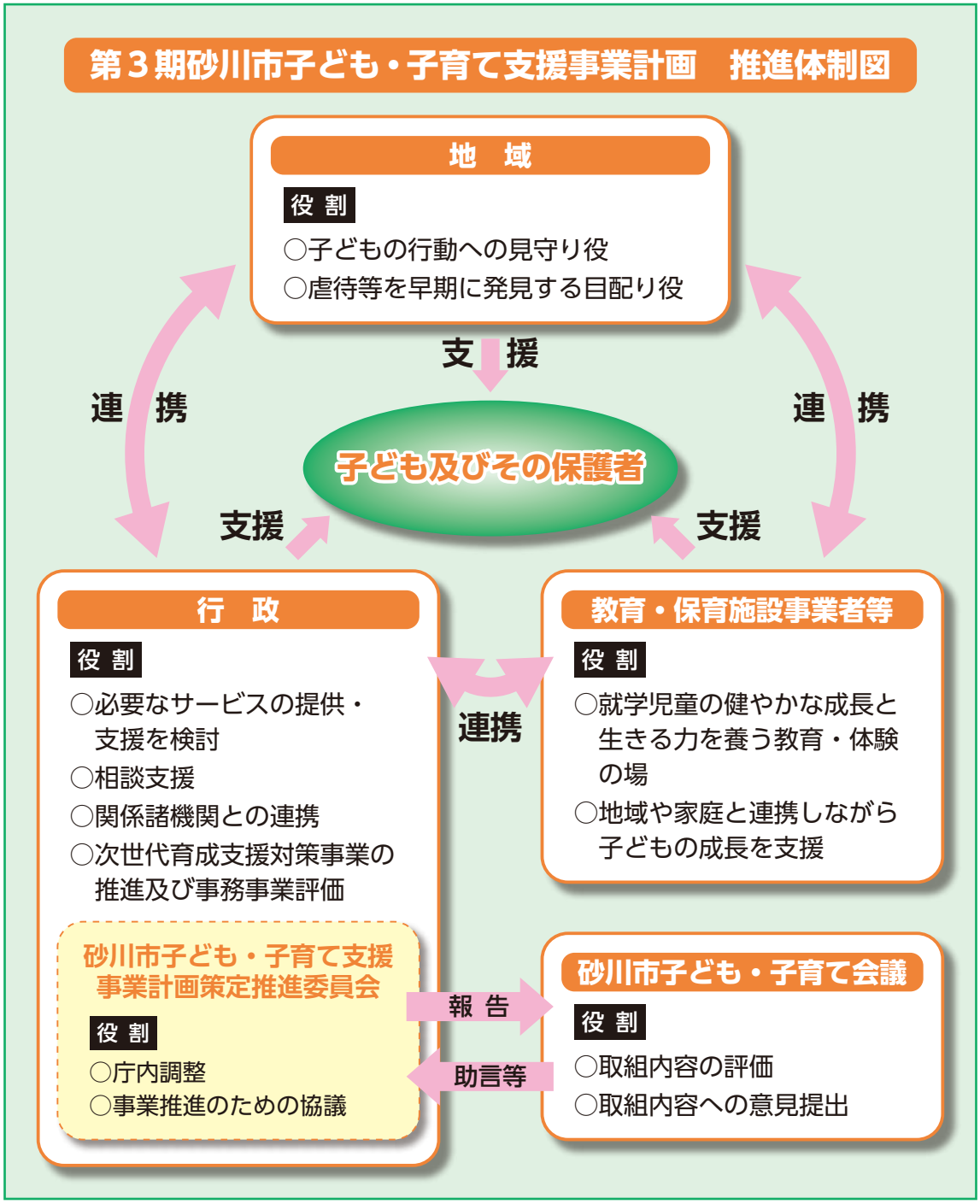

2　子ども・子育て支援事業計画の進行管理

○個別事業の進捗状況（アウトプット）及び本計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

○本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で確認するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

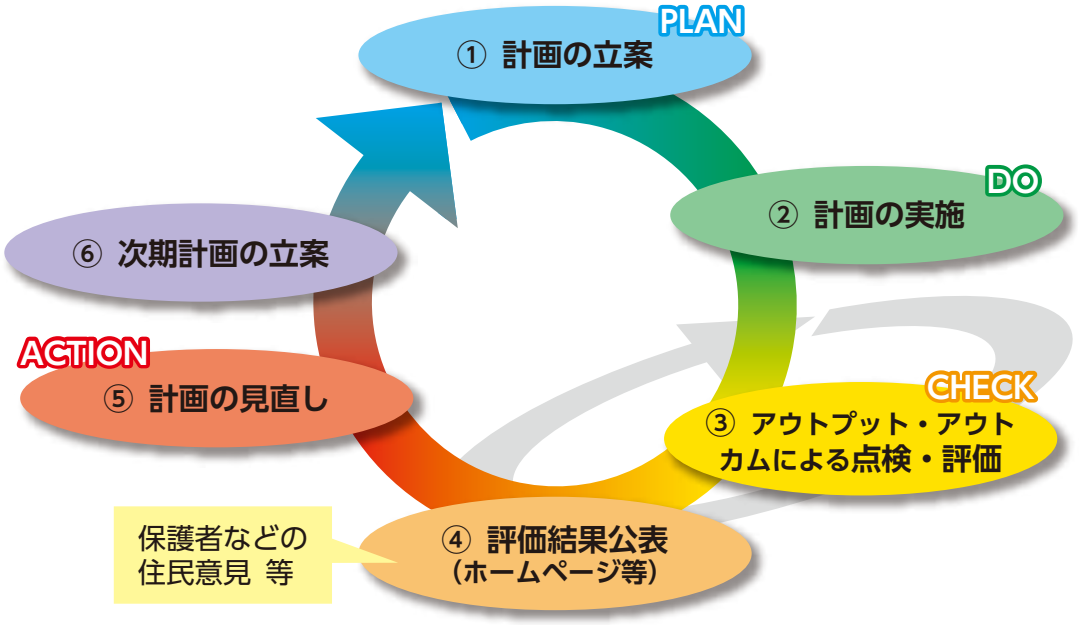

○本計画は、砂川市子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。